横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付要綱

制　　定 平成18年３月２日 福子放第10304号（市長決裁）
最近改正 令和８年２月19日　こ放第1692号（局長決裁）

（目的）

第１条　この要綱は、横浜市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱（平成27年２月26日こ放第930号。以下「届出要綱」という。）に基づき届出を行った事業所で、横浜市放課後キッズクラブ事業実施要綱（平成22年３月17日こ放第879号。以下「実施要綱」という。）に定める放課後キッズクラブ事業（以下「キッズクラブ事業」という。）を実施する運営主体等に対して予算の範囲内で交付する放課後キッズクラブ事業費補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定める。

２　補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（用語の定義）

第２条　この要綱における用語の意義は、横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年９月横浜市条例第49号。以下「条例」という。）、補助金規則、届出要綱及び実施要綱の例による。

（補助金の区分及び補助対象経費）

第３条　この要綱における補助金の区分は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 運営費補助
(2) 開設費補助
(3) 準備費補助

２　前項に掲げる補助対象経費、補助基準額等は、別表１から別表11に定めるものとする。なお、運営費補助のうち、放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善費補助については本要綱に定めるほか「放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善費補助実施細目」（平成29年10月31日こ放第680号。以下「実施細目」という。）に必要な事項を定める。

３　第２項に基づき積算する補助金は、一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

４　第２項の規定にかかわらず、放課後キッズクラブが所在する区の区長（以下「区長」という。）が特に必要と認める場合は、こども青少年局長と協議の上、別表１から別表11に定める補助金を変更することができる。

（補助事業者）

第４条　この要綱における補助事業者は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1)　運営費補助　　実施要綱第３条に規定する者

(2)　開設費補助及び準備費補助　　横浜市放課後キッズクラブ運営法人の選定に関する要綱（平成17年12月20日福子放第10167号）第３条第１項及び第２項に規定する放課後キッズクラブ運営法人の選定を、当該年度に受けた者

２　前項の規定にかかわらず、区長は、前条第１項第２号に係る経費に関して、特に必要と認めた者について、こども青少年局長と協議のうえ、補助事業者とすることができる。

（交付の申請）

第５条　運営費補助の交付を受けようとする補助事業者は、区長が定める期日までに横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付申請書〔運営費補助〕（第２－１号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し、区長に提出しなければならない。ただし、添付書類については、その内容を満たす補助事業者の資料をもって代えることができるものとする。

(1) 運営概況（第３号様式）

(2) 活動計画書（第４号様式）

(3) 収支予算書（第５号様式）

(4) 資金計画表（第６号様式）

(5) その他区長が必要と認める書類

２　開設費補助の交付を受けようとする補助事業者は、区長が定める期日までに横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付申請書〔開設費補助〕（第２－２号様式）に区長が必要と認める書類を添付し、区長に提出しなければならない。

３　準備費補助の交付を受けようとする補助事業者は、区長が定める期日までに横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付申請書〔準備費補助〕（第２－３号様式）に区長が必要と認める書類を添付し、区長に提出しなければならない。

４　補助金規則第５条第３項の規定により、横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付申請書〔運営費補助〕（第２－１号様式）、横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付申請書〔開設費補助〕（第２－２号様式）及び横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付申請書〔準備費補助〕（第２－３号様式）への記載又は添付を省略させることができる書類は、同条第２項第２号に規定する書類とする。

（交付の決定）

第６条　区長は、前条第１項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適正と認める場合は補助金の交付額を決定し、横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付決定通知書〔運営費補助〕（第７－１号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

２　区長は、前条第２項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適正と認める場合は補助金の交付額を決定し、横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付決定通知書〔開設費補助〕（第７－２号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

３　区長は、前条第３項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適正と認める

場合は補助金の交付額を決定し、横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付決定通知書〔準備費補助〕（第７－３号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（交付の時期等）

第７条　補助事業者の資金状況を勘案し、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ、補助事業等を実施できない場合は、補助金規則第17条ただし書の規定により、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

２　前項に定める補助金の交付は、補助事業者からの請求に基づいて交付するものとする。

３　補助金の交付の時期及び各期の交付額は、前条に規定する交付決定通知書において示すところによる。

（執行状況報告及び交付額の変更）

第８条　運営費補助の交付を受けた補助事業者は、当該年度の７月、１月及びその他区長が必要と認める月において、補助金の執行状況を区長が定める期日までに横浜市放課後キッズクラブ事業執行状況報告書（第８号様式）により報告しなければならない。ただし、当該年度の年度途中に開設する放課後キッズクラブについてはこの限りではない。

２　運営費補助のうち別表１の加算補助を受ける補助事業者は、前項の書類と合わせて別表12に定める書類を区長に提出しなければならない。ただし、届出要綱や実施要綱等に基づき、区長が補助事業者から既に報告を受けている書類について、区長はその書類の提出を省略させることができる。

３　前項に定めるほか、区長は必要に応じて補助金の執行状況に関する書類の提出を補助事業者に求めることができる。

４　第１項及び第２項に定める執行状況報告又はその他事情により、交付額の変更申請を行うときは、区長が定める期日までに横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金変更交付申請書（第17号様式）に資金計画表（第６号様式）を添付し、区長に提出するものとする。

５　区長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適正と認める場合は補助金の交付額を決定し、横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金変更交付決定通知書（第18号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第９条　補助金規則第９条第１項の規定により定める申請の取下げの期間は、補助事業者が第６条に規定する交付決定通知書又は前条第５項に規定する変更交付決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内の日とする。

（実績報告）

第10条　運営費補助の交付を受けた補助事業者は事業終了後、区長が定める期日までに横浜市放課後キッズクラブ事業実績報告書［運営費補助］（第19－１号様式）及び基本事業費報告書（第20号様式）に区長が必要と認める書類を添付し、区長に提出しなければならない。また、第７条第１項の規定により補助事業の完了前に補助金の全部又は一部の交付を受けた場合は、補助金

の精算を行わなければならない。

2　運営費補助のうち、障害児受入推進加算補助及び障害児受入強化推進加算補助の交付を受けた補助事業者は、前項に規定する実績報告時に、障害児等受入に係る加算補助対象児童名簿（第９号様式）及び障害児受入に係る補助対象経費等報告書（第21号様式）とその他区長が必要と認める書類を提出しなければならない。

3　運営費補助のうち、医療的ケア児受入加算補助の交付を受けた補助事業者は、第１項に規定する実績報告時に、医療的ケア児受入加算補助対象経費等報告書（第22号様式）とその他区長が必要と認める書類を提出しなければならない。

4　運営費補助のうち、育成支援体制強化加算補助の交付を受けた補助事業者は、第１項に規定する実績報告時に、育成支援体制強化加算補助対象経費等報告書（第23号様式）とその他区長が必要と認める書類を提出しなければならない。

5　運営費補助のうち、放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善費補助の交付を受けた補助事業者は、第１項に規定する実績報告時に、放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善費補助対象経費積算書（第24号様式）とその他区長が必要と認める書類を提出しなければならない。

6　運営費補助のうち、賃金改善加算補助の交付を受けた補助事業者は、第１項に規定する実績報告時に、賃金改善加算補助実施報告書（第25号様式）及び賃金改善加算補助賃金改善額等内訳書（第26号様式）とその他区長が必要と認める書類を提出しなければならない。

7　開設費補助の交付を受けた補助事業者は事業終了後、区長が定める期日までに横浜市放課後キッズクラブ事業実績報告書[開設費補助]（第19－２号様式）に区長が必要と認める書類を添付し、区長に提出しなければならない。また、第７条第１項の規定により補助事業の完了前に補助金の全部又は一部の交付を受けた場合は、補助金の精算を行わなければならない。

8　準備費補助の交付を受けた補助事業者は事業終了後、区長が定める期日までに横浜市放課後キッズクラブ事業実績報告書[準備費補助]（第19－３号様式）に区長が必要と認める書類を添付し、区長に提出しなければならない。また、第７条第１項の規定により補助事業の完了前に補助金の全部又は一部の交付を受けた場合は、補助金の精算を行わなければならない。

9　補助金規則第14条第４項の規定により、横浜市放課後キッズクラブ事業実績報告書[運営費補助]（第19－１号様式）、横浜市放課後キッズクラブ事業実績報告書[開設費補助]（第19－２号様式）及び横浜市放課後キッズクラブ事業実績報告書[準備費補助]（第19－３号様式）への添付を省略させることができる書類は、同条第１項第３号に規定する書類とする。

（補助金額の確定）

第11条　運営費補助の交付を受けた補助事業者に対する補助金規則第15条の規定による補助金額の確定の通知は、横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付額確定通知書［運営費補助］（第27－１号様式）により通知するものとする。

2　開設費補助の交付を受けた補助事業者に対する補助金規則第15条の規定による補助金額の確定の通知は、横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付額確定通知書［開設費補助］（第27－２号様式）により通知するものとする。

3　準備費補助の交付を受けた補助事業者に対する補助金規則第15条の規定による補助金額の確

定の通知は、横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付額確定通知書［準備費補助］(第27－３号様式)により通知するものとする。

（決定の取消）

第12条　区長は、次のいずれかの事情が生じたときは、交付の決定の全部又は一部を取消すことができる。

(1) 実績報告書その他の書類を確認した結果、虚偽又は不正な手続によって補助金の交付を受けたものと認められるとき。

(2) この要綱及び実施要綱等に違反したとき。

(3) キッズクラブ事業実施方法が不適当であると区長が認めたとき。

(4) 実施要綱に定める条件を欠くに至った場合、その他キッズクラブ事業を補助する必要がなくなったと区長が認めたとき。

２　運営費補助の交付の決定の取消は、横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付決定取消通知書[運営費補助]（第28－１号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

３　開設費補助の交付の決定の取消は、横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付決定取消通知書[開設費補助]（第28－２号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

４　準備費補助の交付の決定の取消は、横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付決定取消通知書[準備費補助]（第28－３号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条　区長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

２　区長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 14 条　補助事業者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第 29 号様式）に必要な書類を添付し、区長へ報告しなければならない。

２　前項に定める報告について、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。

３　補助事業者は、第 1 項に規定する区長への報告を行った後、当該仕入控除税額分の補助金を市に返還しなければならない。

（財産の処分の制限）

第15条　補助金規則第25条の規定により財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械器具等については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（令和５年こども家庭庁告示第９号）又は「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成14年文部科学省告示第53号）に定めるとおりとする。

（暴力団排除に関する取扱い）

第16条　次の各号に該当する者は、この補助金の交付の対象としない。

(1) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第２条第２号の暴力団

(2) 同条例同条第４号の暴力団員等

(3) 同条例同条第５号の暴力団経営支配法人等

(4) 同条例第７条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

２　区長は、必要に応じ申請者又は第６条の交付の決定を受けたものが、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

３　区長は、交付の決定を受けたものが、第１項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（書類の整備等）

第17条　補助事業者は、キッズクラブ事業の適正な管理を図るため、児童の利用状況、職員の出勤状況及びキッズクラブ事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿等を備え保管するとともに、これらについての証拠書類を整理し、各年度のキッズクラブ事業終了後５年間保存しなければならない。

（調査又は報告）

第18条　区長は、補助金の適正な執行を確認するため等、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、前条の書類を閲覧し、又は提出を求め、運営状況を調査し、又は報告を徴することができる。

（補則）

第19条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項については、別にこども青少年局長が定める。

附　則（平成18年３月２日福子放第10304号）

（施行期日）

１　この要綱は、平成18年３月２日から施行し、平成18年度の予算に係る補助金等から適用する。

（横浜市放課後キッズクラブ実施要綱の廃止）

２　横浜市放課後キッズクラブ事業実施要綱（平成16年７月１日）は、平成18年３月31日限り廃止する。

附　則（平成18年６月12日こ放第210号）
この要綱は、平成18年６月12日から施行する。

附　則（平成18年９月30日こ放第377号）
この要綱は、平成19年１月１日から施行する。

附　則（平成19年３月12日こ放第841号）
この要綱は、平成19年３月12日から施行し、平成19年度の予算に係る補助金等から適用する。

附　則（平成19年３月30日こ放第981号）
この要綱は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成19年５月31日こ放第142号）
この要綱は、平成19年７月１日から施行する。

附　則（平成19年９月６日こ放第433号）
この要綱は、平成19年11月１日から施行する。

附　則（平成19年11月28日こ放第670号）
この要綱は、平成20年１月４日から施行する。

附　則（平成20年２月28日こ放第884号）
この要綱は、平成20年２月28日から施行し、平成20年度の予算に係る補助金等から適用する。

附　則（平成20年８月27日こ放第353号）
この要綱は、平成20年９月１日から施行する。

附　則（平成21年３月19日こ放第839号）
この要綱は、平成21年４月１日から施行し、平成21年度の予算に係る補助金等から適用する。

附　則（平成21年８月27日こ放第458号）
この要綱は、平成21年９月１日から施行する。

附　則（平成22年３月17日こ放第880号）
この要綱は、平成22年４月１日から施行し、平成22年度の予算に係る補助金等から適用する。

附　則（平成22年10月21日こ放第494号）
この要綱は、平成22年10月21日から施行する。

附　則（平成23年３月11日こ放第900号）
この要綱は、平成23年４月１日から施行し、平成23年度の予算に係る補助金等から適用する。

附　則（平成23年６月30日こ放第662号）
この要綱は、平成23年６月30日から施行し、平成23年度の予算に係る補助金から適用する。

附　則（平成24年３月15日こ放第958号）
この要綱は、平成24年４月１日から施行し、平成24年度の予算に係る補助金から適用する。

附　則（平成24年６月29日こ放第281号）
この要綱は、平成24年６月29日から施行し、平成24年度の予算に係る補助金から適用する。

附　則（平成24年８月７日こ放第391号）
この要綱は、平成24年８月７日から施行する。
なお、税制改正前の扶養控除を適用した減免については、平成24年６月１日より施行する。

附　則（平成24年10月１日こ放第720号）
この要綱は、平成24年10月１日から施行する。

附　則（平成25年３月11日こ放第995号）
この要綱は、平成25年３月11日から施行し、平成25年度の予算に係る補助金から適用する。ただし、横浜市放課後キッズクラブ事業実績報告書（第15号様式）に係る改正規定は、平成24年度の予算に係る補助金から適用する。

附　則（平成25年10月18日こ放第 632 号）
この要綱は、平成25年10月18日から施行し、平成25年度の予算に係る補助金から適用する。

附　則（平成26年３月10日こ放第948号）
この要綱は、平成26年３月10日から施行し、平成26年度の予算に係る補助金から適用する。

附　則（平成26年10月１日こ放第623号）
この要綱は、平成26年10月１日から施行し、平成26年度中に交付する補助金から適用する。

附　則（平成 27 年３月 10 日こ放第 971 号）
この要綱は、平成27年３月10日から施行し、平成27年度の予算に係る補助金から適用する。

附　則（平成27年10月１日こ放第656号）
この要綱は、平成 27 年 10 月１日から施行し、平成 27 年度中に交付する補助金から適用する。

附　則（平成 28 年３月 10 日こ放第 1158 号）
この要綱は、平成28年３月10日から施行し、平成28年度の予算に係る補助金から適用する。

附　則（平成28年７月25日こ放第403号）
この要綱は、平成28年７月25日から施行し、平成28年度中に交付する補助金から適用する。

附　則（平成 28 年 11 月１日こ放第 663 号）
この要綱は、平成28年11月１日から施行し、平成28年度中に交付する補助金から適用する。

附　則（平成 29 年３月 10 日こ放第 1118 号）
この要綱は、平成 29 年３月 10 日から施行し、平成 29 年度の予算に係る補助金から適用する。

附　則（平成 29 年 10 月 31 日こ放第 678 号）
この要綱は、平成 29 年 11 月１日から施行し、平成 29 年度の予算に係る補助金から適用する。

附　則（平成 30 年１月 15 日こ放第 882 号）
この要綱は、平成 30 年１月 15 日から施行し、平成 29 年度の予算に係る補助金から適用する。

附　則（平成30年３月８日こ放第1068号）
この要綱は、平成30年３月８日から施行し、平成30年度の予算に係る補助金から適用する。

附　則（平成30年10月１日こ放第623号）
この要綱は、平成30年10月１日から施行し、平成30年度の予算に係る補助金から適用する。

附　則（平成31年３月１日こ放第1090号）
この要綱は、平成31年３月１日から施行し、平成31年度の予算に係る補助金から適用する。

附　則（令和２年３月１日こ放第1098号）
この要綱は、令和２年３月１日から施行し、令和２年度の予算に係る補助金から適用する。

附　則（令和２年９月10日こ放第977号）
この要綱は、令和２年９月10日から施行し、令和２年度中に交付する補助金から適用する。

附　則（令和３年３月１日こ放第2142号）
この要綱は、令和３年３月１日から施行し、令和３年度中に交付する補助金から適用する。

附　則（令和４年２月25日こ放第2225号）
この要綱は、令和４年２月25日から施行し、令和４年度中に交付する補助金から適用する。賃金改善加算補助については、令和３年度に当該事業所において運営費補助の交付を受けた事業者のみ補助対象期間を令和４年２月１日に遡及して適用する。

附　則（令和４年７月１日こ放第1641号）
この要綱は、令和４年７月１日から施行し、令和４年度中に交付する補助金から適用する。

附　則（令和５年２月27日こ放第2747号）
この要綱は、令和５年２月27日から施行し、令和５年度の予算に係る補助金から適用する。

附　則（令和５年６月20日こ放第479号）
この要綱は、令和５年６月20日から施行し、令和５年度中に交付する補助金から適用する。

附　則（令和５年８月23日こ放第728号）
この要綱は、令和５年８月23日から施行し、令和５年度中に交付する補助金から適用する。

附　則（令和５年12月７日こ放第1118号）
この要綱は、令和５年12月７日から施行し、令和５年度中に交付する補助金から適用する。

附　則（令和６年２月 22 日こ放第 1411 号）
この要綱は、令和６年２月 22 日から施行し、令和６年度の予算に係る補助金から適用する。

附　則（令和６年６月 13 日こ放第 365 号）
この要綱は、令和６年６月 13 日から施行し、令和６年度中に交付する補助金から適用する。

附　則（令和７年２月 21 日こ放第 1631 号）
この要綱は、令和７年２月 21 日から施行し、令和７年度の予算に係る補助金から適用する。

附　則（令和７年６月 16 日こ放第 343 号）
この要綱は、令和７年６月 16 日から施行し、令和７年度の予算に係る補助金から適用する。

附　則（令和８年２月 19 日こ放第 1692 号）
この要綱は、令和８年２月 19 日から施行し、令和８年度の予算に係る補助金から適用する。

別表１（第３条第２項）
【放課後キッズクラブ事業費補助金算定基準】

項　目			金　額	基準年月	算定基準	補助対象経費	交付単位
運営費補助	基本事業費	基本補助	基礎部分	別表２のとおり			支援の単位
			小規模加算				クラブ
			子ども教室基礎部分				クラブ
			子ども教室規模調整部分				クラブ
			開所日数加算補助【250日以上開所】	21,000円/日 28,000円/日	当該年度の４月から３月までの実績	年間250日を超えて開所している日数 ※常勤等の放課後児童支援員を２名以上雇用している場合（以下、「常勤複数配置」という。）は、常勤複数配置している期間に応じて下段の補助額を適用する。	人件費・事業費・管理運営費等	支援の単位
			開所日数加算補助【200日未満開所】	別表３のとおり				支援の単位
			長時間開所加算補助【平日分】	１時間あたり　449,000円/年 １時間あたり　720,000円/年	当該年度の４月から３月までの実績	平日に18時30分を超えて開所している年間平均時間数 ※年間平均時間数は、１分単位で算定するものとする。（小数点第２位未満の端数は切り捨て） ※常勤複数配置の場合は、常勤複数配置している期間に応じて下段の補助額を適用する。	人件費・事業費・管理運営費等	支援の単位
			長時間開所加算補助【学校休業日等分】	１時間あたり　202,000円/年 １時間あたり　324,000円/年	当該年度の４月から３月までの実績	支援の単位が２つ以上あるクラブについて、２単位目以降の支援の単位が土曜日及び学校休業日に８時間を超えて開所している年間平均時間数 ※年間平均時間数は、１分単位で算定するものとする。（小数点第２位未満の端数は切り捨て） ※常勤複数配置の場合は、常勤複数配置している期間に応じて下段の補助額を適用する。		支援の単位
			子ども教室加算補助	1,417,000円/年 1,771,000円/年	当該年度の４月から６月までの実績	クラブ全体の平均利用児童数に対するわくわく【区分１】の平均利用児童数の各月の割合の平均が40%から50%を占める場合 ※小数点以下切り上げ クラブ全体の平均利用児童数に対するわくわく【区分１】の平均利用児童数の各月の割合の平均が51%以上を占める場合 ※小数点以下切り上げ		クラブ
	特別加算		障害児受入加算補助	別表４のとおり				クラブ
			障害児受入推進加算補助	別表５のとおり				クラブ
			障害児受入強化推進加算補助	別表６のとおり				クラブ
			医療的ケア児受入加算補助	別表７のとおり				支援の単位
			育成支援体制強化加算補助	別表８のとおり				クラブ
			放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善費補助	上限　919,000円/年	当該年度の４月から３月までの実績 ※２、３月は１月の実績を適用するものとする	放課後児童支援員等の賃金改善に要した費用	賃金改善に要する経費	支援の単位
			賃金改善加算補助	別表９のとおり				クラブ
			保護者負担減免額相当補助	上限　2,500円/月	当該年度の４月から３月までの実績 ※１～３月は12月の実績を適用するものとする	実施要綱別表３に規定する保護者負担減免額相当補助の対象となる世帯の児童	減免対象児童の保護者負担金の減免に要する費用	クラブ
			人材育成加算補助	常勤職員１人あたり　4,400円 非常勤職員１人あたり　3,000円	当該年度の４月から12月までの実績	横浜市が指定する研修を受講した職員の人数 ※実施要綱第10条４項に基づく研修計画を策定し、運営法人が主催となる研修を１回以上実施することを要件とする。 ※同一人物が複数回研修を受講した場合でも人数は１人分とする。	研修受講に要する人件費・研修開催に要する経費等	クラブ
			常勤職員の産前・産後休暇に伴う代替職員配置経費補助	別表10のとおり				クラブ
			活動場所加算補助	別表11のとおり				クラブ
			活動場所移転費補助	319,000円/年		校舎の建替えや不足教室等により横浜市の都合で、移転となる場合の放課後キッズクラブの移転に係る人件費・備品等購入費、処分費	人件費・備品等購入費・処分費等	クラブ
			夏季プログラム加算補助	17,600円/日	当該年度の市立小学校における夏季休業期間の実績	夏季休業期間のうち、プログラムの実施により、わくわく【区分１】を平日に週１回を超えて実施した実施日数	人件費・事業費・管理運営費等	クラブ
			GIGA端末通信費補助	132,000円/年	当該年度の４月から３月までの実績 ※１～３月は12月の実績を適用するものとする	アクセスポイントを利用できないクラブであって、当該小学校が端末を持ち帰り学習している場合に、児童がタブレット等を使用して、宿題等の学習ができるよう通信環境を整備している月数 ※年度の途中で通信環境を整備した場合は、整備した月から月割りで算定する。	通信環境の整備に要する通信費等	クラブ
		その他	ウクライナ避難民支援加算補助	利用料上限　5000円/月（7、8月のみ5500円/月） 保険料上限　800円/年 おやつ代　実費相当額 その他保護者負担金　実費相当額	当該年度の４月から３月までの実績 ※１～３月は12月の実績を適用するものとする	実施要綱第21条に規定されている児童	利用料相当額（利用実態がある場合に限る。一時利用料を含む。） 保険料相当額 実費相当額 実費相当額（特別な行事や教材にかかる費用等）	クラブ
開設費補助				800,000円/年		新規に開設または運営法人が変更になる放課後キッズクラブの初度調弁費	初度調弁費	クラブ
準備費補助				400,000円/年		新規に開設または運営法人が変更になる放課後キッズクラブの準備人件費	人件費等	クラブ

注１　開所月数が12か月に満たない放課後キッズクラブについては、原則として開所月数に応じた補助金額とする。
注２　実績の小数点以下の端数は切り上げて計算するものとする。
注３　常勤職員については、運営主体は令和３年度の処遇を下回ることなく向上するよう努めなければならない。非常勤職員は、神奈川県最低賃金を下回らないものとする。
注４　新たに設置する小学校（統合校及び分校を除く）に放課後キッズクラブを開設する場合には、開設費補助は1,600,000円/年とする。
注５　日枝小学校放課後キッズクラブについては、2,353,000円を基本補助額に加算するものとする。
注６　市場小学校放課後キッズクラブについては、2,235,000円を基本補助額に加算するものとする。
注７　補助対象経費には、当該放課後キッズクラブの実施に関わらない経費は含まない。
注８　実施要綱第７条第２項に定める開所時間を通じて、条例第10条第２項に定める職員の最低配置基準を満たしていない日については、開所日数の算定に含めることができない。ただし、支援の単位が２つ以上あるクラブにおいて、２以降の支援の単位が、条例第18条第１項第１号又は第２号に定める時間を通じて、条例第10条第２項に定める職員の最低配置基準を満たしている場合は、当該支援の単位について開所日数の算定に含めることができる。
注９　当該年度の年間開所日数が250日以上となる支援の単位がない場合、当該クラブは運営費補助の対象としない。
注10　複数の支援の単位で運営しているクラブにおいて、２単位目以降の当該年度の４月から３月の各月１日時点における支援の単位ごとの対象児童数の平均が10人未満となる支援の単位については、交付単位が「支援の単位」の補助項目は対象としない。
注11　複数の支援の単位で運営しているクラブにおいて、２単位目以降の当該年度の年間開所日数が200日に満たない支援の単位については、開所日数加算補助【200日未満開所】を除き、交付単位が「支援の単位」の補助項目は対象としない。

別表２（第３条第２項）

<table>
<tr><th>項目</th><th>基本補助</th></tr>
<tr><td>補助基準額</td><td>
基本補助は、次の（1）から（3）の合計額とする。
（１）基礎部分

当該年度の４月から３月の各月１日時点における支援の単位ごとの対象児童数の平均、当該年度の４月から３月までの支援の単位ごとの年間開所日数及び常勤複数配置の期間に応じて、次のとおり支援の単位ごとに次のとおり補助上限額を決定する。

（ア）【基礎部分の補助上限額】
<table>
<tr><th rowspan="2">対象児童数</th><th colspan="2">年間開所日数</th></tr>
<tr><th>200～249日</th><th>250日以上</th></tr>
<tr><td>10～19人※</td><td>2,577,600円/年
(214,800円/月)</td><td>4,035,600円/年
(336,300円/月)</td></tr>
<tr><td>20～40人</td><td>3,355,200円/年
(279,600円/月)</td><td>5,661,600円/年
(471,800円/月)</td></tr>
</table>
※４月から３月までのクラブ全体の対象児童数の平均が10人未満となったクラブは、対象児童数が「10～19人」の欄を適用する

（イ）【常勤複数配置の場合の基礎部分の補助上限額】
<table>
<tr><th rowspan="2">対象児童数</th><th colspan="2">年間開所日数</th></tr>
<tr><th>200～249日</th><th>250日以上</th></tr>
<tr><td>10～19人※</td><td>4,023,600円/年
(335,300円/月)</td><td>6,186,000円/年
(515,500円/月)</td></tr>
<tr><td>20～40人</td><td>4,801,200円/年
(400,100円/月)</td><td>7,813,200円/年
(651,100円/月)</td></tr>
</table>
※４月から３月までのクラブ全体の対象児童数の平均が10人未満となったクラブは、対象児童数が「10～19人」の欄を適用する

（２）小規模加算補助
当該年度の４月から３月のクラブ全体の対象児童数の平均が19人以下となった場合、次のとおり補助額を決定する。
１クラブあたり　1,460,000円（年額）

（３）子ども教室基礎部分
１クラブあたり　2,235,000円（年額）

（４）子ども教室規模調整部分
当該年度の４月から６月の支援の単位数の平均及び対象児童数に応じて、次の通り補助額を決定する。なお、対象児童数の平均については、小数点以下を切り上げるものとする。
<table>
<tr><th>支援の単位数</th><th>対象児童数</th><th>補助額（年額）</th></tr>
<tr><td>1</td><td>19人以下</td><td>2,824,000円</td></tr>
<tr><td>1</td><td>20人以上</td><td>2,658,000円</td></tr>
<tr><td>2</td><td>－</td><td>2,303,000円</td></tr>
<tr><td>3</td><td>－</td><td>2,126,000円</td></tr>
<tr><td>４以上</td><td>－</td><td>1,241,000円</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>補助対象経費</td><td>人件費・事業費・管理運営費等</td></tr>
<tr><td>特記事項</td><td>当該年度の４月１日時点の支援単位ごとの対象児童数が40人以下であったが、当該年度の４月から３月までの対象児童数の平均が41人以上45人以下となった支援の単位については、基礎部分は「20～40人」の欄の補助額を適用するものとする。</td></tr>
</table>

別表３（第３条第２項）

<table>
<tr><th>項目</th><th>開所日数加算補助【200日未満開所】</th></tr>
<tr><td>補助基準額</td><td>開所日数加算補助【200日未満開所】は、次の（１）及び（２）の合計額とする。
（１）200日未満開所
当該年度の２単位目以降の支援の単位ごとの年間開所日数が200日未満の場合、当該支援の単位の対象児童数及び開所日数に応じて次のとおり補助額を決定する。
<table>
<tr><th>対象児童数</th><th>補助額（日額）</th></tr>
<tr><td>10～19人</td><td>12,900円</td></tr>
<tr><td>20～40人</td><td>16,800円</td></tr>
</table>
（２）夏季休業加算
６月に比べて７月及び８月の支援の単位が増えた場合、（１）の補助対象となっている単位については次のとおり補助額を決定する。なお、基本補助（１）（イ）の基準額が適用されている支援の単位がいずれかの単位にある場合は右列の補助額とする。
<table>
<tr><th>対象児童数</th><th colspan="2">補助額（日額）</th></tr>
<tr><td>10～19人</td><td>8,100円</td><td>15,100円</td></tr>
<tr><td>20～40人</td><td>4,200円</td><td>11,200円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>補助対象経費</td><td>人件費・事業費・管理運営費等</td></tr>
</table>

別表４（第３条第２項）

<table>
<tr><th>項目</th><th>障害児受入加算補助</th></tr>
<tr><td>補助対象児童</td><td>わくわく【区分１】登録かつ以下のいずれかの条件を満たす児童
（1）特別支援学校又は個別支援学級に在籍している児童
（2）一般学級に在籍している児童のうち、「身体障害者手帳」、「療育手帳（愛の手帳）」または「精神障害者保健福祉手帳」の写しが提出されている児童
（3）就学している小学校等から児童の状況についての副申が記載された「支援や配慮を要する児童の申立書（第１号様式）」及び「児童状況書（第１の２号様式）」が提出されている児童</td></tr>
<tr><td>算定基準</td><td>当該年度の４月から３月までの補助対象児童の利用児童数
※１～３月は12月の実績を適用するものとする。</td></tr>
<tr><td>補助額
（年額）</td><td>１人あたり　　556,000円</td></tr>
<tr><td>補助対象経費</td><td>人件費・事業費・管理運営費等</td></tr>
</table>

別表５（第３条第２項）

<table>
<tr><th>項目</th><th>障害児受入推進加算補助</th></tr>
<tr><td>補助上限額</td><td>当該年度の４月から３月までの年間開所日数が200日以上の支援の単位のうち、条例第10条第２項及び実施要綱第９条第１項で定める職員最低配置基準に加えて１人以上職員を配置した支援の単位に応じて、次のとおり補助上限額を決定する。
<table>
<tr><th>補助上限額（１クラブあたり）</th></tr>
<tr><td>職員を追加配置した支援の単位×2,232,000円/年</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>補助対象経費</td><td>条例第10条第２項及び実施要綱第９条第１項で定める職員最低配置基準に加えて、障害児を受け入れるために配置した職員（「以下、障害児受入職員」という。）の配置に要した人件費
※年間の補助上限額と補助対象経費を比較して、低い額で決定</td></tr>
<tr><td>研修の受講</td><td>障害児受入推進加算補助の交付を受ける放課後キッズクラブは、交付を受ける年度において、児童の育成支援にあたる職員全員に横浜市が指定する研修を受講させなければならない。</td></tr>
</table>

別表６（第３条第２項）

<table>
<tr><th>項目</th><th>障害児受入強化推進加算補助</th></tr>
<tr><td>補助対象児童</td><td>次のいずれかの条件を満たす児童
(1) 特別支援学校又は個別支援学級に在籍している児童
(2) 一般学級に在籍している児童のうち、「身体障害者手帳」、「療育手帳（愛の手帳）」または「精神障害者保健福祉手帳」の写しが提出されている児童
(3) 就学している小学校等から児童の状況についての副申が記載された「支援や配慮を要する児童の申立書（第１号様式）」及び「児童状況書（第１の２号様式）」が提出されている児童</td></tr>
<tr><td>補助区分</td><td>支援の単位ごとの補助対象児童の登録児童数に応じて、補助区分を支援の単位ごとに決定する。
<table>
<tr><th>補助区分</th><th>区分の説明</th><th>交付を受けるための
要件</th></tr>
<tr><td>強化①</td><td>支援の単位ごとの補助対象児童の
登録児童数が３人以上５人以下</td><td rowspan="3">障害児受入推進加算補助による追加配置に加え、更に１名以上職員を配置する</td></tr>
<tr><td>強化②</td><td>支援の単位ごとの補助対象児童の
登録児童数が６人以上８人以下</td></tr>
<tr><td>強化③</td><td>支援の単位ごとの補助対象児童の
登録児童数が９人以上</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>補助上限額</td><td>当該年度の４月から３月までの年間開所日数が200日以上の支援の単位のうち、障害児受入推進加算補助による追加配置に加え、更に職員を配置した支援の単位に応じて、次のとおり補助上限額を決定する。
また、補助対象児童の登録児童数の増減により区分に変動がある支援の単位の補助上限額については、次の補助上限額に「各区分の月数÷12」を乗じた額（一円未満切り捨て）とする。
<table>
<tr><th>補助区分</th><th>補助上限額</th></tr>
<tr><td>強化①</td><td>障害児受入推進加算補助による追加配置に加え、更に１名以上職員を配置した場合、2,232,000円。</td></tr>
<tr><td>強化②</td><td>障害児受入推進加算補助による追加配置に加え、更に１名職員を配置した場合、2,232,000円。
障害児受入推進加算補助による追加配置に加え、更に２名以上職員を配置した場合、4,464,000円。</td></tr>
<tr><td>強化③</td><td>障害児受入推進加算補助による追加配置に加え、更に１名職員を配置した場合、2,232,000円。
障害児受入推進加算補助による追加配置に加え、更に２名職員を配置した場合、4,464,000円。
障害児受入推進加算補助による追加配置に加え、更に３名以上職員を配置した場合、6,696,000円。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>補助対象経費</td><td>障害児受入推進加算補助による追加配置に加えて、障害児受入職員の配置に要した人件費
※年間の補助上限額と補助対象経費を比較して、低い金額で決定</td></tr>
</table>

別表７（第３条第２項）

<table>
<tr><th>項目</th><th>医療的ケア児受入加算補助</th></tr>
<tr><td>補助対象児童</td><td>次のすべての条件を満たす児童
(1) 放課後キッズクラブのすくすく区分（区分２A・B）に在籍する児童で日常的に看護師等による医療的ケアを必要とする児童のうち、児童が通う学校において医療的ケアを受けている又は受ける予定である児童
(2) 主治医からキッズクラブでの活動において医療的ケアが必要とされた児童
(3) 保護者から医療的ケアの利用申し込みがあり、放課後キッズクラブでの医療的ケアの実施内容について保護者の同意が得られた児童
(4) 上記(1)～(3)の条件を満たす児童の受入れについて、看護師等の配置が可能な見込みであると本市が確認していること。

※　医療的ケアとは次のいずれかに該当するものをいう。
<table><tr><td>・口腔内の喀痰吸引（①口腔内、②鼻腔内、③気管カニューレ内部）</td></tr><tr><td>・経管栄養（①胃ろう又は腸ろう、②経鼻）</td></tr><tr><td>・導尿</td></tr><tr><td>・その他こども青少年局長が必要と定める医療的ケア</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>補助上限額の算定期間</td><td>補助対象児童が放課後キッズクラブを利用し、看護師等を配置した月数</td></tr>
<tr><td>補助上限額</td><td>実施要綱第７条第１項に定める開所日のうち、看護師等を配置した期間に応じて、次のとおり支援の単位ごとに各月の補助額を決定する。１月から３月の実績については12月の実績を適用する。なお、支援の単位ごとの年間補助上限額は「配置」が4,061,000円、「送迎」が1,353,000円とする。
<table><tr><th>区分</th><th>要件</th><th>補助上限額
（月額）</th></tr><tr><td>配置</td><td>医療的ケアを実施する看護師等を配置した場合</td><td>339,000円</td></tr><tr><td>送迎</td><td>送迎、付き添いに伴う看護師等を配置した場合</td><td>113,000円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>補助対象経費</td><td>配置：医療的ケアを実施する看護師等の人件費・交通費等
送迎：補助対象児童の送迎付き添いに伴う看護師等の人件費・交通費等
※年間の補助上限額と補助対象経費を比較して、低い額で決定</td></tr>
<tr><td>特記事項</td><td>・当面の間「看護師等」は「看護師」と読み替えるものとする。
・補助対象経費に記載している看護師等の業務を外部委託等により実施し、クラブの運営主体が委託費等として支出する場合も、当該加算補助の対象とする。
・補助金規則第24条ただし書きの規定により、補助事業者は、補助対象児童の受入れ支援にかかる補助金の補助事業等に係る業務の委託等を行う場合、２人以上の市内事業者による入札又は見積書の徴収を省略することができる。
・当該加算補助の補助対象となった看護師等は、条例第10条第２項及び実施要綱第９条第１項に定める職員の最低配置基準に含めることはできない。
・当該加算補助の補助対象となった看護師等は、障害児受入推進加算補助及び障害児受入強化推進加算補助の補助対象とすることができない。</td></tr>
</table>

別表８（第３条第２項）

項目	育成支援体制強化加算補助
補助上限額 （年額）	１クラブあたり　　1,568,000円
補助対象経費	育成支援の周辺業務を行う職員（以下「運営事務等を行う職員」という。）の配置等に要する経費 なお、運営事務等を行う職員は次の業務を行うこととする。 （1）業務の実施状況に関する日誌（児童の出欠席、職員の服務に関する状況等）の作成 （2）おやつの発注、購入等 （3）遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理（清掃や消毒等）、整理整頓 （4）会計事務等 （5）児童の宿題等の学習活動が自主的に行える環境整備の補助 （6）その他、クラブの運営に関わる業務や育成支援の周辺業務
特記事項	・上記（1）～（6）に記載している運営事務等を行う職員の業務を外部委託等により実施し、クラブの運営主体が委託費等として支出する場合も、当該加算補助の対象とする。 ・放課後児童支援員等、児童の育成支援にあたる職員の人件費のうち、上記（1）～（6）に記載している運営事務等の事務を行うための費用については当該加算補助の対象とする。ただし、育成支援にあたる常勤職員については、上記（1）～（6）に記載している運営事務等を行うための超過勤務手当その他これに類する費用以外は、当該加算補助の対象としない。 ・当該加算補助の補助対象となった運営事務等を行う職員及び育成支援にあたる職員が上記（1）～（6）に記載している運営事務等を行う時間については、実施要綱第９条第１項に定める職員の最低配置基準に含めることはできない。

別表９（第３条第２項）

項目	賃金改善加算補助
補助対象者	放課後児童支援員、補助員、事務職員等のクラブに勤務する職員（非常勤職員を含み、経営に携わる運営主体の役員である職員を除く）
補助対象経費	(1) 職員の賃金改善に要する経費 (2) 当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分
補助額	補助額は、次の計算式により算出された金額とする。 11,000円×賃金改善対象者数×事業実施月数 ※賃金改善対象者数とは、賃金改善を行う常勤職員数に、１か月あたりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤職員の１か月あたりの勤務時間数で除した非常勤職員数（常勤換算）を加えたものをいう。
補助要件	(1) 賃金改善加算補助実施計画書（第12号様式）を作成すること。また、計画の具体的な内容を職員に周知すること。 (2) 賃金改善加算補助の補助額は、職員の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること。 (3) 賃金改善加算補助の実施に伴う賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善の合計額の３分の２以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること。 (4) 賃金改善加算補助の実施により改善を行う賃金項目以外の賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていないこと。 (5) 賃金改善加算補助の実施により講じた賃金改善の水準を維持すること。

別表10（第３条第２項）

<table>
<tr><th>項目</th><th>常勤職員の産前・産後休暇に伴う代替職員配置経費補助</th></tr>
<tr><td>補助額</td><td>産前・産後休暇を取得する常勤職員の勤務時間に応じて、次のとおり補助上限額を決定する。
ただし、下表の補助上限額の括弧内の金額については、当該職員が多胎妊娠の場合に適用する。
<table><tr><th>補助上限額（年額）</th></tr><tr><td>646,000円（1,015,000円）</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>補助対象経費</td><td>常勤職員が産前・産後休暇を取得する期間について、運営主体が当該職員に給与を支払う場合の当該期間（14週。ただし、多胎妊娠の場合は22週）の代替職員の配置にかかる人件費。
なお、当該職員の産前・産後休暇が当該年度だけでなく次年度に渡る場合は、日割りで加算額を積算する。</td></tr>
</table>

別表11（第３条第２項）

<table>
<tr><th>項目</th><th>活動場所加算補助</th></tr>
<tr><td>補助対象クラブ</td><td>以下のいずれかの条件を満たすクラブ
（１）活動場所（※）が３か所以上のクラブ
（２）活動場所（※）が２か所であり、活動場所の所在する階または棟が異なるクラブ
※当該加算補助における活動場所とは、届出要綱第３条第１項に定める放課後児童健全育成事業開始届または届出要綱第４条第１項に基づく放課後児童健全育成事業変更届（以下、「届出」という。）の「面積及び構造」に記載している専用ルームまたは兼用ルームを指す。ただし、区長が認める場合はこの限りではない。
なお、別棟のキッズクラブについては当該別棟以外に兼用ルームがある場合を除き、当該加算補助の対象外となる。</td></tr>
<tr><td>算定基準</td><td>当該年度の６月、９月、12月の各月１日時点の届出に基づき決定する。</td></tr>
<tr><td>補助額</td><td>補助額は四半期ごとに以下のとおりとする。
<table><tr><th>期間</th><th>算定時点</th><th>補助額</th></tr><tr><td>第１四半期</td><td>６月１日時点</td><td>310,000円</td></tr><tr><td>第２四半期</td><td>９月１日時点</td><td>310,000円</td></tr><tr><td>第３四半期</td><td>12月１日時点</td><td>310,000円</td></tr><tr><td>第４四半期</td><td>12月１日時点</td><td>311,000円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>補助対象経費</td><td>人件費・事業費・管理運営費等</td></tr>
</table>

別表12（第８条第２項）

項目	提出書類
基本補助	・すくすく【区分２】登録者名簿（実施要綱第５号様式） ・すくすく【区分２】登録児童の利用または、継続利用の申込をしたことが分かる書類 ・常勤等の放課後児童支援員であることが分かる書類
障害児受入加算補助 障害児受入推進加算補助 障害児受入強化推進加算補助	・障害児等受入に係る加算補助対象児童名簿（第９号様式） ・補助対象児童であることがわかる書類 ・障害児の受入に係る研修の受講状況を証する書類
医療的ケア児受入加算補助	・医療的ケア児受入加算補助対象児童であることが分かる書類　※次の(1)～(4) の書類全て (1)補助対象児童が通う学校の「医療的ケア実施可否結果通知書」の写し (2)医療的ケアに関する主治医指示書の写し (3)保護者からの医療的ケアに関する申込書兼同意書の写し (4)医療的ケア児受入実施計画書
放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善費補助	・放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善費補助　対象者一覧（第10号様式） ・放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善費補助　要件確認表（第11号様式） ・放課後児童支援員であることを証する書類　※申請初年度のみ ・職歴を証する書類※過年度に同一の内容で提出している場合は省略可 ・本市が指定する研修を受講したことを証する書類 ・キャリアアップ体系を設けていることを証する書類 ・賃金が改善されたことを証する書類 ※過年度に提出している場合は省略可
賃金改善加算補助	・賃金改善加算補助実施計画書（第12号様式） ・賃金改善加算補助賃金改善見込額等内訳書（第13号様式） ・賃金が改善されたことを証する書類 ※過年度に提出している場合は省略可
保護者負担減免額相当補助	・保護者負担減免額相当補助対象児童名簿（第14号様式） ・保護者が利用料の減免を申請したことがわかる書類 ・実施要綱別表３に規定する保護者負担減免額相当補助の対象世帯であることがわかる書類
人材育成加算補助	・実施要綱第10条第４項に基づく研修計画※７月の執行状況報告のみ ・人材育成加算補助実施報告書（第15号様式）※１月の執行状況報告のみ
常勤職員の産前・産後休暇に伴う代替職員配置経費補助	・常勤職員の産前・産後休暇に伴う代替職員配置経費補助確認書（第16号様式） ・常勤職員の出産予定日がわかる書類
夏季プログラム加算補助	・夏季休業期間で、わくわく【区分１】受入日及びプログラム活動の実施予定がわかる書類
GIGA端末通信費補助	・通信環境を整備したことがわかる書類 ・当該学校が端末を持ち帰り学習を行っていることがわかる書類
ウクライナ避難民支援加算補助	・ウクライナからの避難民への支援内容を証する書類

第１号様式

支援や配慮を要する児童の申立書

年　　月　　日

横浜市　　区長

所在地

法人名

代表者職氏名

（クラブ名）

放課後キッズクラブ

横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付要綱別表１に基づき、支援や配慮を要する児童であることを申し立てます。

児童氏名	
学年	
利用区分 （該当するものを○囲み）	・わくわく【区分１】
	・すくすく（ゆうやけ）【区分２Ａ】
	・すくすく（ほしぞら）【区分２Ｂ】
登録年月日	

【保護者確認欄】

放課後キッズクラブから、次の①から③について説明を受け、了解しました。

①放課後キッズクラブの運営主体が、支援や配慮を要する児童の申立てを行うこと
②放課後キッズクラブにおける児童の状況及び児童への支援や配慮の内容
③必要に応じて、児童の状況及び児童への支援や配慮の内容について学校と情報を共有すること

年　　月　　日

保護者氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第１の２号様式
年　　月　　日

児　童　状　況　書

児童氏名		クラブ名	
学年		利用区分	

１　次の項目について、該当する番号に〇をつけてください。

１　状況や場面に応じた行動ができない。
２　静かに遊んだり余暇活動を行ったりすることができない。
３　質問が終わる前に出し抜けに答えてしまう。
４　順番を待つことが出来ない。（一番になりたがる、非常に勝敗にこだわる）
５　他人を妨害し、邪魔をする。（他人の会話やゲームなどに干渉する）
６　特定のこと、ものなどに強度のこだわりを持つ。
７　突然興奮することがあり、乱暴な言葉遣いや振る舞いをする。
８　全体のルールを受け入れられず、友達との遊びに入れない。
９　その他（　　）

２　該当する項目について、どのような支援や配慮が必要か記載してください。
（具体的な状況及び配慮の内容を記載）

＜具体的な状況の詳細＞

＜支援や配慮の内容＞

３　保護者への説明状況

記　入　者	職名　　氏名

【学校等関係機関確認欄】

上記の記載内容について放課後キッズクラブから説明を受け、当該児童が、放課後キッズクラブを利用するにあたり、支援や配慮が必要であることを確認しました。

年　　月　　日

記　入　者	職名　　氏名

第２－１の１号様式（第５条第１項関係）

年　　月　　日

（申請先）
横浜市　　区長

（申請者）
所在地
法人名
代表者職氏名
（クラブ名）

横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付申請書〔運営費補助〕

　　年度横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金〔運営費補助〕の交付を受けたいので、次のとおり申請します。
　なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付要綱を遵守します。

１　補助対象期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

２　申請額　　円

【回ごとの金額内訳】

３ 算定根拠（要綱別表１～11）
(1) 基本補助
①基礎部分

	単位１	単位２	単位３	単位４	単位５	単位６
対象児童数※１						
開所日数※２						
常勤職員配置※３						
補助額						
	単位7	単位8	単位9	単位10	単位11	単位12
対象児童数※１						
開所日数※２						
常勤職員配置※３						
補助額						

※１ 前年度の４～12月実績平均等により算出
※２ 前年度の４～12月実績及び１～３月見込みの合計等により算出
※３ 前年度の見込みにより算出

②子ども教室基礎部分（一律2,235,000円）

③子ども教室規模調整部分

支援の単位数	
対象児童数	
補助額	

※ 前年度の４～12月実績平均等により算出

④ 小規模加算

支援の単位数	
クラブ全体の対象児童数	

基本補助合計（①+②+③+④）

(2) 開所日数加算補助【250日以上開所】

	単位１	単位２	単位３	単位４	単位５	単位６
補助対象日数						
補助額						
	単位7	単位8	単位9	単位10	単位11	単位12
補助額						

開所日数加算補助合計

※ 前年度の４～12月実績及び１～３月見込みの合計等により算出

(3) 長時間開所加算補助【平日分】

	単位１	単位２	単位３	単位４	単位５	単位６
補助対象時間数						
補助額						
	単位7	単位8	単位9	単位10	単位11	単位12
補助対象時間数						
補助額						

※ 前年度の４～12月実績及び１～３月見込みの合計等により算出

長時間開所加算補助【平日分】 合計

(4) 長時間開所加算補助【学校休業日等分】

	単位２	単位３	単位４	単位５	単位６	
補助対象時間数						
補助額						
	単位7	単位8	単位9	単位10	単位11	単位12
補助対象時間数						
補助額						

※ 前年度の４～12月実績及び１～３月見込みの合計等により算出

長時間開所加算補助【学校休業日等分】合計

(5) 子ども教室加算補助

クラブ全体の平均利用児童数（A）	
わくわく【区分１】の平均利用児童数（B）	
割合（B/A）	
補助額	

※ 前年度の４～６月実績等により算出

子ども教室加算補助

(6) 障害児受入加算補助

障害児利用児童数	

※前年度の年間実績平均等により算出

障害児受入加算補助

(7) 障害児受入推進加算補助

	単位１	単位２	単位３	単位４	単位５	単位６
該当の有無						
補助額						
	単位7	単位8	単位9	単位10	単位11	単位12
該当の有無						
補助額						

※前年度の障害児の利用実績等に応じて算出

障害児受入推進加算補助 合計

(8) 障害児受入強化推進加算補助

	単位１	単位２	単位３	単位４	単位５	単位６
補助対象児童数						
補助額						
	単位7	単位8	単位9	単位10	単位11	単位12
該当の有無						
補助額						

※前年度12月のすくすく【区分２A・B】の障害児の登録人数等に応じて算出

障害児受入強化推進加算補助 合計

(9)　医療的ケア児受入加算補助

	単位１	単位２	単位３	単位４	単位５	単位６
配置						
送迎						
補助額						
	単位7	単位8	単位9	単位10	単位11	単位12
配置						
送迎						
補助額						

※前年度12月の医療的ケア児に対する看護師等の配置の実績等により算出

医療的ケア児受入加算補助　合計

(10)　育成支援体制強化加算補助

育成支援体制強化加算補助

(11) 放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善費補助

	単位１	単位２	単位３	単位４	単位５	単位６
支援員Ａ						
支援員Ｂ						
支援員Ｃ						
支援員Ｄ						
補助額						
	単位7	単位8	単位9	単位10	単位11	単位12
支援員Ａ						
支援員Ｂ						
支援員Ｃ						
支援員Ｄ						
補助額						

※前年度のキャリアアップ処遇改善費補助の対象職員数等において算出

※支援の単位あたりの上限：919,000円

キャリアアップ加算補助 合計

(12)　賃金改善加算補助

賃金改善対象者数※	

※前年度１月執行状況報告の賃金改善対象者数等により算出

賃金改善加算補助合計

(13) 保護者負担減免額相当補助

	補助対象児童数	補助額	
		４～６、９～３月	７～８月
すくすく（ゆうやけ）【区分２A】			
すくすく（ほしぞら）【区分２B】			

※前年度12月の保護者負担減免の対象児童数等に応じて算出

保護者負担減免加算補助 合計

(14) 活動場所加算補助

活動場所数	
活動場所の状況(※)	

※前年度３月１日時点等により記載

※活動場所数が「２」の場合のみ

活動場所加算補助

(15) その他（別表１注５～注６に該当する場合等）

その他　補助額

４ 添付書類

- □ (1) 運営概況（第３号様式）
- □ (2) 活動計画書（第４号様式）
- □ (3) 収支予算書（第５号様式）
- □ (4) 資金計画表（第６号様式）
- □ (5) その他区長が必要と認める書類

※行又は列が足りない場合は適宜追加すること。

第２－２号様式（第５条第２項関係）

年　　月　　日

（申請先）
横浜市　　区長

（申請者）
所在地

法人名

代表者職氏名

（クラブ名）

横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付申請書〔開設費補助〕

年度 横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金〔開設費補助〕の交付を受けたいので、次のとおり申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付要綱を遵守します。

１ 補助対象期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

２ 申請額　　円

第２－３号様式（第５条第３項関係）

年　月　日

（申請先）
横浜市　　区長

（申請者）
所在地

法人名

代表者職氏名

（クラブ名）

横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付申請書〔準備費補助〕

年度 横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金〔準備費補助〕の交付を受けたいので、次のとおり申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付要綱を遵守します。

１ 補助対象期間　　年　月　日　～　　年　月　日

２ 申請額　　円

第3号様式（第5条第1項関係）

運 営 概 況

クラブ名：　　放課後キッズクラブ

年間開所日数	単位1	単位2	単位3	単位4	単位5	単位6
	日	日	日	日	日	日
職員数 ※申請日時点		支援員	補助員	その他職員	合計	
	常勤職員	人	人	人	人	
	非常勤職員	人	人	人	人	
利用料を除く 保護者負担金 （1か月分）		おやつ代	材料費	その他 （　　）	その他 （　　）	合計
		円	円	円	円	円
利用料を除く 保護者負担金 の考え方	おやつ代					
	材料費					
	その他					
児童に加入 させる保険	保険の名称					
	児童1人あたりの 保険料					
特記事項						

※行又は列が足りない場合は適宜追加すること。

第4号様式（第5条第1項関係）

活　動　計　画　書

クラブ名：　　放課後キッズクラブ

月	実施内容（プログラム）
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
1	
2	
3	

評議会開催予定月	開催予定月を記入 半期に1回以上開催してください。	（		・		）
保護者会等開催予定月	開催予定月を記入 半期に1回以上開催してください。	（		・		）

第５の１号様式（第５条第１項関係）

年度　収支予算書

クラブ名：　放課後キッズクラブ

（収入）

項　目	金　額（円）	説　明
１．横浜市補助金		
２．保護者負担金 （(1)＋(2)＋(3)＋(4)＋(5)）		
(1)利用料		
		わくわく【区分１】
		すくすく（ゆうやけ）【区分２A】
		すくすく（ほしぞら）【区分２B】
(2)保険料		
(3)おやつ代		
(4)材料費		
(5)その他		
３．その他収入		
総収入額 （１＋２＋３）		

第５の２号様式（第５条第１項関係）

（支出）

項　目	金　額（円）	説　明
１．人件費（(1)＋(2)＋(3)＋(4)＋(5)＋(6)＋(7)＋(8)＋(9)）		
(1)常勤職員		
(2)非常勤職員		
(3)障害児受入推進加算補助経費		
(4)障害児受入強化推進加算補助経費		
(5)医療的ケア児受入加算補助経費		
(6)育成支援体制強化加算補助経費		
(7)キャリアアップ処遇改善費補助経費		
(8)賃金改善加算補助経費		
(9)その他人件費		
２．事業費（(1)＋(2)）		
(1)育成支援体制強化加算補助経費		
(2)その他事業費		
３．管理運営費（(1)＋(2)＋(3)）		
(1)医療的ケア児受入加算補助経費		
(2)育成支援体制強化加算補助経費		
(3)その他管理運営費		
４．児童処遇費（(1)＋(2)＋(3)＋(4)）		
(1)保険料		
(2)おやつ代		
(3)材料費		
(4)その他		
５．その他		
総支出額（１＋２＋３＋４＋５）		

第6号様式（第5条第1項及び第8条第4項関係）

年度　資金計画表

クラブ名：　　放課後キッズクラブ

（単位：円）

項目			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間計
支出	人件費	常勤職員													
		非常勤職員													
		障害児受入推進加算補助経費													
		障害児受入強化推進加算補助経費													
		医療的ケア児受入加算補助経費													
		育成支援体制強化加算補助経費													
		キャリアアップ処遇改善費補助経費													
		賃金改善加算補助経費													
		その他人件費													
	事業費	育成支援体制強化加算補助経費													
		その他事業費													
	管理運営費	医療的ケア児受入加算補助経費													
		育成支援体制強化加算補助経費													
		その他管理運営費													
	児童処遇費														
	その他														
支出合計（ア）															
収入	横浜市補助金														
	保護者負担金														
	その他														
収入合計（イ）															
差引残高（イーア＋前月残高）															

第７－１号様式（第６条第１項関係）

第　　号
年　　月　　日

（名称）

（代表者名）

様

横浜市　　区長

横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付決定通知書〔運営費補助〕

年　　月　　日付で申請のあった横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金〔運営費補助〕を次のとおり交付します。

１ 交付金額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

※ 金額内訳及び交付時期
- 月（第1回支払額）＿＿＿＿＿＿＿＿円
- 月（第2回支払額）＿＿＿＿＿＿＿＿円
- 月（第3回支払額）＿＿＿＿＿＿＿＿円
- 月（第4回支払額）＿＿＿＿＿＿＿＿円

２ 交付対象クラブ　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３ 補助対象期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

４ 交付条件

(1)　放課後キッズクラブ事業実施のために使用し、他の用途に流用しないこと。

(2)　補助金支払いの請求にあたっては、本通知書の写しを添付すること。

(3)　区長が定める期日までに、横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金執行状況報告書（第８号様式）を提出すること。

(4)　補助事業終了後、区長が定める期日までに、横浜市放課後キッズクラブ事業実績報告書［運営費補助］（第19-1号様式）を提出すること。

５ 留意事項

(1)　交付金額確定後、実績金額との差引を精算します。

(2)　補助金事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、当該収支及び支出についての帳票類は事業年度終了後５か年保管してください。

(3)　余剰金が生じたときは、速やかに返還してください。

(4)　虚偽その他不正な手続きによって補助金の交付を受けたときは、補助金の全部又は一部の返還を求める場合があります。

(5)　必要があると認めるときは、経理等の状況について調査をすることがあります。

６ 備考

第７－２号様式（第６条第２項関係）

第　　号
年　　月　　日

（名称）

（代表者名）

様

横浜市　　区長

横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付決定通知書〔開設費補助〕

年　　月　　日付で申請のあった横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金〔開設費補助〕を次のとおり交付します。

１ 交付金額　　円（交付時期：　　月）

２ 交付対象クラブ

３ 補助対象期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

４ 交付条件

(1)　新規に開設または運営法人が変更になる放課後キッズクラブの初度調弁のために使用し、他の用途に流用しないこと。

(2)　補助金支払いの請求にあたっては、本通知書の写しを添付すること。

(3)　補助事業終了後、区長が定める期日までに、横浜市放課後キッズクラブ事業実績報告書［開設費補助］（第19-2号様式）を提出すること。

５ 留意事項

(1)　交付金額確定後、実績金額との差引を精算します。

(2)　補助金事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、当該収支及び支出についての帳票類は事業年度終了後５か年保管してください。

(3)　余剰金が生じたときは、速やかに返還してください。

(4)　虚偽その他不正な手続きによって補助金の交付を受けたときは、補助金の全部又は一部の返還を求める場合があります。

(5)　必要があると認めるときは、経理等の状況について調査をすることがあります。

６ 備考

第７－３号様式（第６条第３項関係）

第　　号
年　　月　　日

（名称）

（代表者名）

様

横浜市　　区長

横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付決定通知書［準備費補助］

年　　月　　日付で申請のあった横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金〔準備費補助〕を次のとおり交付します。

１ 交付金額　　円（交付時期：　　月）

２ 交付対象クラブ

３ 補助対象期間　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日

４ 交付条件

(1)　放課後キッズクラブ事業実施にあたっての常勤職員の研修参加に要する人件費、開設準備に要する人件費に使用するものとし、他の用途に流用しないこと。

(2)　補助金支払いの請求にあたっては、本通知書の写しを添付すること。

(3)　補助事業終了後、区長が定める期日までに、横浜市放課後キッズクラブ事業実績報告書［準備費補助］（第19-3号様式）を提出すること。

５ 留意事項

(1)　交付金額確定後、実績金額との差引を精算します。

(2)　補助金事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、当該収支及び支出についての帳票類は事業年度終了後５か年保管してください。

(3)　余剰金が生じたときは、速やかに返還してください。

(4)　虚偽その他不正な手続きによって補助金の交付を受けたときは、補助金の全部又は一部の返還を求める場合があります。

(5)　必要があると認めるときは、経理等の状況について調査をすることがあります。

６ 備考

第８の１号様式（第８条第１項関係）

令和　　年　　月　　日

（報告先）

横浜市　　区長

（報告者）

所在地

法人名

代表者職氏名

（クラブ名）　　放課後キッズクラブ

横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金執行状況報告書　（　　月提出分）

　　年度放課後キッズクラブ事業費補助金について、以下のとおり執行状況を報告します。

１　基本補助

（1）基礎部分

・対象児童数（単位：人）

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	平均
単位１													
単位２													
単位３													
単位４													
単位５													
単位６													
単位７													
単位８													
単位９													
単位１０													
単位１１													
単位１２													

・開所日数（単位：日）

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	合計
単位１													
単位２													
単位３													
単位４													
単位５													
単位６													
単位７													
単位８													
単位９													
単位１０													
単位１１													
単位１２													

・常勤職員配置

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	適用	補助額
単位１														
単位２														
単位３														
単位４														
単位５														
単位６														
単位７														
単位８														
単位９														
単位１０														
単位１１														
単位１２														

（2）小規模加算補助

補助額

（3）子ども教室基礎部分

補助額

（4）子ども教室規模調整部分

		４月	５月	６月
支援の単位数				
	平均			

		４月	５月	６月
対象児童数（※）				
	平均			

※１単位の場合のみ

補助額

(1)～(4)補助額
円

２　開所日数加算補助【250日以上開所】

	単位1	単位2	単位3	単位4	単位5	単位6
補助対象日数						
補助額						
	単位7	単位8	単位9	単位10	単位11	単位12
補助対象日数						
補助額						

補助額
円

３　開所日数加算補助【200日未満開所】

		単位2	単位3	単位4	単位5	単位6
補助対象日数（200日未満開所）						
補助対象日数（夏季休業加算）	７月					
	８月					
補助額						
		単位7	単位8	単位9	単位10	単位11	単位12
補助対象日数（200日未満開所）							
補助対象日数（夏季休業加算）	７月						
	８月						
補助額							

補助額
円

４　長時間開所加算補助【平日分】

支援の単位		４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	合計	平均（時）	補助額
1	時間数（分）															
	日数															
2	時間数（分）															
	日数															
3	時間数（分）															
	日数															
4	時間数（分）															
	日数															
5	時間数（分）															
	日数															
6	時間数（分）															
	日数															
7	時間数（分）															
	日数															
8	時間数（分）															
	日数															
9	時間数（分）															
	日数															
10	時間数（分）															
	日数															
11	時間数（分）															
	日数															
12	時間数（分）															
	日数															

補助額
円

５　長時間開所加算補助【学校休業日等分】

支援の単位		４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	合計	平均（時）	補助額
2	時間数（分）															
	日数															
3	時間数（分）															
	日数															
4	時間数（分）															
	日数															
5	時間数（分）															
	日数															
6	時間数（分）															
	日数															
7	時間数（分）															
	日数															
8	時間数（分）															
	日数															
9	時間数（分）															
	日数															
10	時間数（分）															
	日数															
11	時間数（分）															
	日数															
12	時間数（分）															
	日数															

補助額
円

６　子ども教室加算補助

	４月	５月	６月
クラブ全体の平均利用児童数（A）			
わくわく【区分１】の平均利用児童数（B）			
割合（B/A）			
平均			

補助額
円

７　障害児受入加算補助　（単位：人）

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	平均
利用児童数													

※１月から３月は12月実績

補助額
円

８　障害児受入推進加算補助

職員追加配置単位数		単位

補助額
円

９ 障害児受入強化推進加算補助

支援の単位		４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	３～５人	６～８人	９人以上	補助額
1	障害児数																
2	障害児数																
3	障害児数																
4	障害児数																
5	障害児数																
6	障害児数																
7	障害児数																
8	障害児数																
9	障害児数																
10	障害児数																
11	障害児数																
12	障害児数																

補助額
円

10 医療的ケア児受入加算補助（単位：円）

支援の単位		医療的ケア児の利用実績（看護師等を配置していた月のみ○を選択）												補助額
		４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	
	配置													
	送迎													
	配置													
	送迎													
	配置													
	送迎													

補助額
円

11育成支援体制強化加算補助（単位：円）

補助額
円

12 放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善費補助（単位：円）

	単位１	単位２	単位３	単位４	単位５	単位６
補助額						
	単位７	単位８	単位９	単位10	単位11	単位12
補助額						

補助額
円

13 賃金改善加算補助（単位：円）

補助額
円

14 保護者負担減免額相当補助　（単位：人）

	利用区分	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	合計
補助対象児童数	すくすく（ゆうやけ）【区分２A】													
	すくすく（ほしぞら）【区分２B】													

※１月から３月は12月実績

補助額
円

15人材育成加算補助（単位：人）

	常勤職員	非常勤職員
対象職員数		

補助額
円

16 常勤職員の産前・産後休暇に伴う代替職員配置経費補助（単位：円）

補助額	

補助額
円

17 活動場所加算補助

	６月	９月	12月
活動場所数			
活動場所の状況（※）			

※活動場所数が「２」の場合のみ

算定基準

補助額
円

18 活動場所移転費補助

	４～６月	７～12月	１～３月
校舎の建替えや不足教室等の横浜市の都合での専用ルームの移転			

補助額
円

19 夏季プログラム加算補助

	全体数	うち、プログラム加算実施分
夏季休業中のわくわく受入日		

補助額
円

20 GIGA端末通信費補助

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	合計
通信環境整備状況													

補助額
円

21　その他（別表１注５～注６に該当する場合　等）

補助額
円

合計額（A）	円
交付決定済額（B）	円
差額（A－B）	円

22 添付書類（該当がある場合のみ）

- ☐ (1)　すくすく【区分２】登録者名簿（実施要綱第５号様式）
- ☐ (2)　すくすく【区分２】登録児童の利用または、継続利用の申込をしたことが分かる書類
- ☐ (3)　常勤等の放課後児童支援員であることが分かる書類
- ☐ (4)　障害児等受入に係る加算補助対象児童名簿（第９号様式）
- ☐ (5)　障害児等受入に係る加算補助の対象児童であることがわかる書類（身体障害者手帳、療育手帳（愛の手帳）の写し等）
- ☐ (6)　補助対象児童が通う学校の「医療的ケア実施可否結果通知書」の写し
- ☐ (7)　医療的ケアに関する主治医指示書の写し
- ☐ (8)　保護者からの医療的ケアに関する申込書兼同意書の写し
- ☐ (9)　医療的ケア実施計画書
- ☐ (10)　障害児の受入に係る研修の受講状況を証する書類
- ☐ (11)　放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善費補助　対象者一覧（第10号様式）
- ☐ (12)　放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善費補助　要件確認表（第11号様式）
- ☐ (13)　放課後児童支援員であることを証する書類（研修受講修了証等）
- ☐ (14)　職歴を証する書類（勤務実績証明書等）
- ☐ (15)　本市が指定する研修を受講したことを証する書類
- ☐ (16)　キャリアアップ体系を設けていることを証する書類（就業規則等）
- ☐ (17)　賃金が改善されたことを証する書類（前年度の就業規則等）
- ☐ (18)　賃金改善加算補助実施計画書（第12号様式）
- ☐ (19)　賃金改善加算補助改善額見込額等内訳書（第13号様式）
- ☐ (20)　賃金改善を行っていることを証する書類（改正前及び改正後の就業規則等）
- ☐ (21)　保護者負担減免額相当補助対象児童名簿（第14号様式）
- ☐ (22)　保護者が利用料の減免を申請したことがわかる書類
- ☐ (23)　保護者負担減免額相当補助の対象世帯であることを証する書類（市民税・県民税・森林環境税課税（非課税）証明書の写し等）
- ☐ (24)　実施要綱第10条第４項に基づく研修計画
- ☐ (25)　人材育成加算補助実施報告書（第15号様式）
- ☐ (26)　常勤職員の産前・産後休暇に伴う代替職員配置経費補助確認書（第16号様式）
- ☐ (27)　常勤職員の出産予定日がわかる書類（母子健康手帳の写し、診断書の写し　等）
- ☐ (28)　夏季休業期間で、わくわく【区分１】受入日及びプログラム活動の実施予定がわかる書類
- ☐ (29)　通信環境を整備したことがわかる書類
- ☐ (30)　当該学校が端末を持ち帰り学習を行っていることがわかる書類
- ☐ (31)　その他（　　）

※行が足りない場合は適宜追加すること。

第９号様式（第８条第２項関係）

障害児等受入に係る加算補助対象児童名簿

（　　月提出分）　　クラブ名：

１．補助対象児童利用登録状況

利用登録状況　（上段：利用区分、中段：事由、下段：支援の単位）

№.	学年	児童氏名	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
21														
22														
23														
24														
25														
26														
27														
28														
29														
30														
31														
32														
33														
34														
35														

※「区分1」は、「わくわく【区分１】」の事を言う。「区分2-A」は、「すくすく（ゆうやけ）【区分２Ａ 】」の事を言う。「区分2-B」は、「すくすく（ほしぞら）【区分２Ｂ】」の事を言う。

※「事由」欄は以下に基づいて記入すること。
① 個別支援学級または特別支援学校等在籍児童
② 身体障害者手帳、療育手帳（愛の手帳）または精神障害者手帳が提出されている児童
③ 支援や配慮を要する児童の申立書（第１号様式）及び児童状況書（第１の２号様式）が提出されている児童

２．利用区分別利用登録状況

利用登録状況

利用区分別利用登録状況	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
わくわく【区分１】												
すくすく【区分２】												
支援の単位①												
支援の単位②												
支援の単位③												
支援の単位④												
支援の単位⑤												
支援の単位⑥												
支援の単位⑦												
支援の単位⑧												
支援の単位⑨												
支援の単位⑩												
支援の単位⑪												
支援の単位⑫												

３．添付書類（当該年度に既に提出されている書類については区長の判断により添付を省略できることとする）

(1) 利用または、継続利用の申込をしたことが分かる書類

(2) 以下の書類（「１．補助対象児童利用登録状況」の「事由」が①の場合を除き、各事由に応じて添付すること）

□ 「身体障害者手帳、療育手帳（愛の手帳）または精神障害者手帳」の写し（事由②の場合）

□ 「支援や配慮を要する児童の申立書」（第１号様式）及び「児童状況書」（第１の２号様式）（事由③の場合）

※ 行が足りない場合は適宜追加すること。

第10号様式（第８条第２項関係）

放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善費補助　対象者一覧（　　月提出分）

該当するものを選択

クラブ名：　　支援の単位：

（単位：円）

No.	職員名	事由（※）												上段：補助金算定基準額【Ａ】 下段：補助対象経費上限額【Ｂ】
		４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
合計														

※行が足りない場合は適宜追加すること。

補助額（補助金算定基準額合計と補助上限額を比較して少ない方の額）　　円

※「事由」欄は以下に基づいて記入すること。

① 支援員Ａ　放課後児童支援員
② 支援員Ｂ　経験年数が概ね３年以上（1,065日以上）の放課後児童支援員で、キャリアアップ研修を受講した者
③ 支援員Ｃ　経験年数が概ね５年以上（1,796日以上）の放課後児童支援員で、キャリアアップ研修を受講した者
④ 支援員Ｄ　経験年数が概ね10年以上（3,622日以上）の放課後児童支援員で、キャリアアップ研修を受講した事業所長的立場にある者
⑤ 補助員Ａ　補助員等
⑥ 補助員Ｂ　経験年数が概ね３年以上（1,065日以上）の補助員で、キャリアアップ研修を受講した者
⑦ 補助員Ｃ　経験年数が概ね５年以上（1,796日以上）の補助員で、キャリアアップ研修を受講した者

＜添付資料＞

要件に応じて次の書類を添付すること。

1　放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善費補助　要件確認表（第11号様式）　※必須
2（①支援員Ａ、②支援員Ｂ、③支援員Ｃ及び④支援員Ｄ）放課後児童支援員であることを証する書類（研修受講修了証等）※当該職員が初めて補助対象となる場合のみ
3（②支援員Ｂ、③支援員Ｃ、④支援員Ｄ、⑥補助員Ｂ及び⑦補助員Ｃ）職歴を証する書類（勤務実績証明書等）　※当該職員が当該事由で初めて補助対象となる場合のみ
4（②支援員Ｂ、③支援員Ｃ、④支援員Ｄ、⑥補助員Ｂ及び⑦補助員Ｃ）本市が指定する研修を受講したことを証する書類　※１月執行状況報告時に添付
5　キャリアアップ体系を設けていることを証する書類　※必須
6　前年度の賃金を証する書類　※事業所として、初めて放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善費補助を申請する場合のみ

第11号様式（第８条第２項関係）

放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善費補助　要件確認表

該当するものを選択

クラブ名：　　支援の単位：

申請日：

No.	職員名	該当要件	新規・変更（※１）	キャリアアップ研修要受講者	経験年月（　　年４月１日現在）			給与（※２）				賃金改善項目		
					現在の事業所	過去に勤務していた事業所	合計	前年度給与		今年度給与		基本給	手当	賞与
1					日	日	日							
2					日	日	日							
3					日	日	日							
4					日	日	日							
5					日	日	日							
6					日	日	日							
7					日	日	日							
8					日	日	日							
9					日	日	日							
10					日	日	日							

※１　新たに支援員Ｂ、支援員Ｃ、支援員Ｄ、補助員Ｂ及び補助員Ｃ（要件の変更を含む）になった職員は「○」を記入し、職歴を証する書類を添付すること
※２　給与欄は新たにキャリアアップ処遇改善費補助を申請するクラブのみ記入
※３　行が足りない場合は適宜追加すること。

第12号様式（第８条第２項関係）

賃金改善加算補助　実施計画書

クラブ名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１．補助額

①　事業実施期間	令和　　年　　月　～　令和　　年　　月
②　補助基準額	円

２．賃金改善見込額

③　賃金改善見込額	円
④　うち、基本給又は決まって毎月支払う手当による賃金改善見込額	円
⑤　賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	円
⑥　賃金改善見込額合計(③＋⑤)	円

３．要件の確認

※合致しない要件がある場合は、補助対象外です。

賃金改善額の2/3以上が基本給又は決まって毎月支払う手当によって改善されていること（③×2/3≦④）	
賃金改善額合計（⑥）が補助基準額（②）以上となっていること	
本加算補助による賃金改善に係る計画の具体的内容を職員に周知していること	
本加算補助の実施により講じた賃金改善の水準を維持すること	

上記の内容について、全ての職員に対し周知をした上で、提出していることを証明いたします。

年　　月　　日

運営主体名：

代表者職氏名：

賃金改善加算補助　賃金改善見込額等内訳書

クラブ名：

就業規則等で定めた常勤職員の１か月あたりの勤務時間数	時間

NO.	職員名	職種	常勤・非常勤の別	新規・変更（※１）	補助単価（月額）	常勤職員数	非常勤職員数（常勤換算）		令和　年　月～令和　年　月分					賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担分の増分	１か月あたりの平均賃金改善見込額	備考
							１か月あたりの勤務時間数	常勤換算値	賃金改善実施月数	補助基準額	賃金改善見込額	基本額又は決まって毎月支払う手当	その他			
1				□												
2				□												
3				□												
4				□												
5				□												
6				□												
7				□												
8				□												
9				□												
10				□												
11				□												
12				□												
13				□												
14				□												
15				□												
16				□												
17				□												
18				□												
19				□												
20				□												
21				□												
22				□												
23				□												
24				□												
25				□												
26				□												
27				□												
28				□												
29				□												
30				□												
合計																

※１　新たに賃金改善を行う者（賃金改善額の変更を含む）は☑又は■を記入し、賃金改善を行っていることを証する書類を添付すること。

※２　クラブで勤務する職員のうち、賃金改善を行う者（職種問わず、非常勤を含み、経営に携わる法人の役員を除く。）を記載すること。

※３　行が足りない場合は適宜追加すること。

第14号様式（第８条第２項関係）

保護者負担減免額相当補助対象児童名簿

（　　月提出分）　　クラブ名：

No.	学年	児童氏名等	利用料減免状況　（上段：利用区分、下段：確認書類※）								
			４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
31											
32											
33											
34											
35											
36											
37											
38											
39											
40											

※「区分2-A」は、「すくすく（ゆうやけ）【区分２Ａ 】」の事を言う。「区分2-B」は、「すくすく（ほしぞら）【区分２Ｂ】」の事を言う。

※利用料減免状況の下段の欄は、以下の確認書類から選択し、記入すること。

① 「児童扶養手当証書」の写し
② 「保護証明書」（原本）または「生活保護費支給証」の写し
③ 「市民税・県民税課税・森林環境税課税（非課税）証明書」（原本）、「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額通知書」の写し、または「市民税・県民税・森林環境税税額決定・納税通知書」の写し
※ ４～５月は前年度分、６～12月は当該年度分の証明書等を添付すること。
④ 「就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ、私立学校等就学奨励費の審査結果及び支給についてのお知らせ、私立学校等就学奨励費の認定審査結果のお知らせ、または就学援助認定通知」の写し　　等

◆延べ人数

区分2-A	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	合計
対象人数										
①										
②										
③										
④										

区分2-B	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	合計
対象人数										
①										
②										
③										
④										

２．添付書類（当該年度に既に提出されている書類については区長の判断により添付を省略できることとする）
(1) 保護者が利用料の減免を申請したことがわかる書類
(2) 以下のいずれかの書類

□ 「児童扶養手当証書」の写し（確認書類①の場合）
□ 「保護証明書または生活保護費支給証」の写し（確認書類②の場合）
□ 「市民税・県民税・森林環境税課税（非課税）証明書（原本）、給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額通知書」の写し、または、市民税・県民税・森林環境税税額決定・納税通知書」の写し（確認書類③の場合）
※ ４～５月は前年度分、６～12月は当該年度分の証明書等を添付すること。
□ 「就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ、私立学校等就学奨励費の審査結果及び支給についてのお知らせ、私立学校等就学奨励費の認定審査結果のお知らせ、就学援助費支給についてのお知らせ、または就学援助認定通知」の写し
（確認書類④の場合）

※行が足りない場合は適宜追加すること。

第15号様式（第８条第２項関係）

人材育成加算補助実施報告書

クラブ名：

１　運営主体主催の研修の実施日及び内容

	研修名	研修内容	研修 時間	研修 実施日
1				
2				
3				
4				
5				

２　人材育成加算補助の補助対象となる研修の受講者名簿

	氏名	常勤職員・非常勤職員の別
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		

※行が足りない場合は適宜追加すること。

	合計
常勤職員	
非常勤職員	

第16号様式（第８条第２項関係）

常勤職員の産前・産後休暇に伴う代替職員配置経費補助確認書

クラブ名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１　産前・産後休暇取得職員

（１）氏名	
（２）出産予定日	年　　月　　日
（３）休暇付与予定期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
（４）多胎妊娠の有無 （多胎妊娠の場合は〇を選択）	

２　補助額

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

３　添付書類

□　　母子健康手帳の写し　又は　診断書の写し

４　留意事項

産前・産後休暇が次年度に渡る場合は、日割りで補助額を積算します。

第17号様式（第８条第４項関係）

年　　月　　日

（申請先）
横浜市　　区長

（申請者）
所在地
法人名
代表者職氏名
（クラブ名）

横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金変更交付申請書

年　月　日に交付決定を受けた横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金について、交付金額の変更を申請します。

1　補助対象期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

2　補助金変更交付申請額　　円

(1) 交付決定済額　　円

(2) 差引（追加交付金額）　　円

3　変更申請額内訳

項目	交付決定済額	変更交付申請額	差引（追加交付金額）
基本事業費			
基本補助			
基礎部分			0円
小規模加算補助			0円
子ども教室基礎部分			0円
子ども教室規模調整部分			0円
開所日数加算補助【250日以上開所】			0円
開所日数加算補助【200日未満開所】			0円
長時間開所加算補助【平日分】			0円
長時間開所加算補助【学校休業日等分】			0円
子ども教室加算補助			0円
特別加算			
障害児受入加算補助			0円
障害児受入推進加算補助			0円
障害児受入強化推進加算補助			0円
医療的ケア児受入加算補助			0円
育成支援体制強化加算補助			0円
放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善費補助			0円
賃金改善加算補助			0円
保護者負担減免額相当補助			0円
人材育成加算補助			0円
産前・産後休暇に伴う代替職員配置経費補助			0円
活動場所加算補助			0円
活動場所移転費補助			0円
夏季プログラム加算補助			0円
GIGA端末通信費補助			0円
その他			0円
合　計			

第18号様式（第８条第５項関係）

第　　号
年　　月　　日

（名称）

（代表者名）

様

横浜市　　区長

横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金変更交付決定通知書

年度放課後キッズクラブ事業費補助金について、次のとおり変更して交付します。

１ 変更交付決定額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

（1）交付決定済額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

（2）追加交付額

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿－円

※ 金額内訳及び交付時期

月（第1回支払額）＿＿＿＿＿＿＿＿円
月（第2回支払額）＿＿＿＿＿＿＿＿円
月（第3回支払額）＿＿＿＿＿＿＿＿円
月（第4回支払額）＿＿＿＿＿＿＿＿円
月　（その他）＿＿＿＿＿＿＿＿円

２ 交付対象クラブ　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３ 補助対象期間　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日

４ 交付条件

(1)　放課後キッズクラブ事業実施のために使用し、他の用途に流用しないこと。

(2)　補助金支払いの請求にあたっては、本通知書の写しを添付すること。

(3)　補助事業終了後、区長が定める期間までに横浜市放課後キッズクラブ事業実績報告書［運営費補助］（第19-1号様式）を提出すること。

５ 留意事項

(1)　交付金額確定後、実績金額との差引を精算します。

(2)　補助金事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、当該収支及び支出についての帳票類は事業年度終了後５か年保管してください。

(3)　余剰金が生じたときは、速やかに返還してください。

(4)　虚偽その他不正な手続によって補助金の交付を受けたときは、補助金の全部又は一部を取り消し、返還を求める場合があります。

(5)　必要があると認めるときは、経理等の状況について調査をすることがあります。

６ 備考

第19−１の１号様式（第10条第１項関係）

（報告先）
横浜市　　区長

年　　月　　日

（報告者）
所在地
法人名
代表者職氏名
（クラブ名）　放課後キッズクラブ

年度　横浜市放課後キッズクラブ事業実績報告書[運営費補助]

年度横浜市放課後キッズクラブ事業[運営費補助]の実績について、次のとおり報告します。

１　収支報告

（うち補助金額）

１　総収入額 ＿＿＿＿＿＿－円　（ ＿＿＿＿＿＿－）円

２　総支出額 ＿＿＿＿＿＿－円　（ ＿＿＿＿＿＿－）円

３　差引残額 ＿＿＿＿＿＿－円　（ ＿＿＿＿＿＿－）円

２　戻入額

項目		戻入額
収支報告の差引による戻入額（うち補助金）		－
基本事業費の戻入額		－
特別加算の戻入額		－
	障害児受入推進加算補助	－
	障害児受入強化推進加算補助	－
	医療的ケア児受入加算補助	－
	育成支援体制強化加算補助	－
	放課後児童支援員等 キャリアアップ処遇改善費補助	－
	賃金改善加算補助	－
執行状況報告による戻入		－
その他戻入		
合計		－

３　補助金確定額　＿＿＿＿＿＿－円

４　添付書類（該当がある場合のみ）

- □ (1) 基本事業費報告書（第20号様式）
- □ (2) すくすく【区分２】登録者名簿（実施要綱第５号様式）
- □ (3) すくすく【区分２】登録児童の利用または、継続利用の申込をしたことが分かる書類
- □ (4) 常勤等の放課後児童支援員であることが分かる書類
- □ (5) 職員別、補助項目別の当該年度の給与額が分かる書類
- □ (6) 領収書の写し（１件あたりの支払額が10万円以上の場合）
- □ (7) 見積書の写し（１件あたりの支払額が100万円以上と見込まれる場合に徴収した２社以上の見積書の写し）
- □ (8) 障害児受入に係る補助対象経費等報告書（第21号様式）
- □ (9) 医療的ケア児受入加算補助対象経費等報告書（第22号様式）
- □ (10) 育成支援体制強化加算補助対象経費等報告書（第23号様式）
- □ (11) 放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善費補助　対象経費積算書（第24号様式）
- □ (12) 賃金改善加算補助実施報告書（第25号様式）
- □ (13) 賃金改善加算補助賃金改善額等内訳書（第26号様式）
- □ (14) 積立金額が分かる通帳等の写し（積立金がある場合）
- □ (15) その他区長が必要と認める書類

第19−１の２号様式（第10条第１項関係）

【総収入額内訳】

（単位：円）

項　目	金　額	説　　明
１．横浜市補助金		第１回　　年　月　日　¥　　− 第２回　　年　月　日　¥　　− 第３回　　年　月　日　¥　　− 第４回　　年　月　日　¥　　− その他　　年　月　日　¥　　− その他　　年　月　日　¥　　−
２．保護者負担金（(1)＋(2)＋(3)＋(4)＋(5)）	−	
(1)利用料		
(2)保険料		
(3)おやつ代		
(4)材料費		
(5)その他		
３．その他収入		
総収入額（１＋２＋３）	−	

【総支出額内訳】

（単位：円）

項　目	横浜市補助金		保護者負担金	その他収入	合計	説　　明
	補助金	戻入金				
１．人件費（(1)＋(2)＋(3)＋(4)＋(5)＋(6)＋(7)＋(8)＋(9)）	−	−	−	−	−	
(1)常勤職員					−	
(2)非常勤職員					−	
(3)障害児受入推進加算補助経費					−	
(4)障害児受入強化推進加算補助経費					−	
(5)医療的ケア児受入加算補助経費					−	
(6)育成支援体制強化加算補助経費					−	
(7)キャリアアップ処遇改善費補助経費					−	
(8)賃金改善加算補助経費					−	
(9)その他					−	
２．事業費					−	
３．管理運営費（(1)＋(2)＋(3)）	−	−	−	−	−	
(1)医療的ケア児受入加算補助経費					−	
(2)育成支援体制強化加算補助経費					−	
(3)その他	−		−	−	−	
その他					−	
活動場所移転に係る備品購入・処分等					−	
４．児童処遇費（(1)＋(2)＋(3)＋(4)）	−		−	−	−	
(1)保険料					−	
(2)おやつ代					−	
(3)材料費					−	
(4)その他					−	
５．執行状況報告による戻入					−	
６．その他					−	
総支出額（１＋２＋３＋４＋５＋６）	−	−	−	−	−	

第19-2号様式（第10条第７項関係）

年　　月　　日

（報告先）
横浜市　　区長

（報告者）
所在地

法人名

代表者職氏名

（クラブ名）　　放課後キッズクラブ

年度　横浜市放課後キッズクラブ事業実績報告書[開設費補助]

年度横浜市放課後キッズクラブ事業〔開設費補助〕の実績について、次のとおり報告します。

１　収支報告

（うち補助金額）

1　総収入額 ＿＿＿＿＿＿－円　（ ＿＿＿＿＿＿－）円

2　総支出額 ＿＿＿＿＿＿－円　（ ＿＿＿＿＿＿－）円

3　差引残額 ＿＿＿＿＿＿－円　（ ＿＿＿＿＿＿－）円

【総収入額内訳】　（単位：円）

項　目	金　額	説　　明
横浜市補助金		（　　年　　月　　日）　¥
その他収入		
合　計	－	

【総支出額内訳】　（単位：円）

項　目	横浜市補助金	その他収入	合　計	説　　明
支出額			－	

２　対象経費一覧

件　名	金　額	備　考
合　計	－	

※行が足りない場合は適宜追加すること。

第19-3号様式（第10条第８項関係）

年　　月　　日

（報告先）
横浜市　　区長

（報告者）
所在地
法人名
代表者職氏名
（クラブ名）　　放課後キッズクラブ

年度　横浜市放課後キッズクラブ事業実績報告書[準備費補助]

年度横浜市放課後キッズクラブ事業〔準備費補助〕の実績について、次のとおり報告します。

１　収支報告

（うち補助金額）

1　総収入額 ＿＿＿＿＿＿－円　（ ＿＿＿＿＿＿－）円

2　総支出額 ＿＿＿＿＿＿－円　（ ＿＿＿＿＿＿－）円

3　差引残額 ＿＿＿＿＿＿－円　（ ＿＿＿＿＿＿－）円

【総収入額内訳】　（単位：円）

項　目	金　額	説　　明
横浜市補助金		（　　年　　月　　日）　¥
その他収入		
合　計	－	

【総支出額内訳】　（単位：円）

項　目	横浜市補助金	その他収入	合　計	説　　明
支出額			－	

２　対象経費一覧

件　名	金　額	備　考
合　計	－	

※行が足りない場合は適宜追加すること。

第20号様式（第10条第１項関係）

基本事業費報告書

クラブ名：

１　開所状況の報告

（1）基本補助（基礎部分）

・対象児童数（単位：人）

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	平均
単位１													
単位２													
単位３													
単位４													
単位５													
単位６													
単位７													
単位８													
単位９													
単位１０													
単位１１													
単位１２													

・開所日数（単位：日）

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	合計
単位１													
単位２													
単位３													
単位４													
単位５													
単位６													
単位７													
単位８													
単位９													
単位１０													
単位１１													
単位１２													

・常勤職員配置

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	適用	補助額
単位１														
単位２														
単位３														
単位４														
単位５														
単位６														
単位７														
単位８														
単位９														
単位１０														
単位１１														
単位１２														

（2）　小規模加算補助

補助額

（3）　開所日数加算補助【250日以上開所】

	単位1	単位2	単位3	単位4	単位5	単位6
補助対象日数						
補助額						
	単位7	単位8	単位9	単位10	単位11	単位12
補助対象日数						
補助額						

補助額

（4）　開所日数加算補助【200日未満開所】

		単位2	単位3	単位4	単位5	単位6
補助対象日数（200日未満開所）						
補助対象日数（夏季休業加算）	７月					
	８月					
補助額						
		単位7	単位8	単位9	単位10	単位11	単位12
補助対象日数（200日未満開所）							
補助対象日数（夏季休業加算）	７月						
	８月						
補助額							

補助額

(5) 長時間加算補助対象時間数【平日分】

支援の単位		４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	合計	平均（時	補助額
1	時間数（分） 日数															
2	時間数（分） 日数															
3	時間数（分） 日数															
4	時間数（分） 日数															
5	時間数（分） 日数															
6	時間数（分） 日数															
7	時間数（分） 日数															
8	時間数（分） 日数															
9	時間数（分） 日数															
10	時間数（分） 日数															
11	時間数（分） 日数															
12	時間数（分） 日数															

(6) 長時間加算補助対象時間数【学校休業日等分】

支援の単位		４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	合計	平均（時	補助額
2	時間数（分） 日数															
3	時間数（分） 日数															
4	時間数（分） 日数															
5	時間数（分） 日数															
6	時間数（分） 日数															
7	時間数（分） 日数															
8	時間数（分） 日数															
9	時間数（分） 日数															
10	時間数（分） 日数															
11	時間数（分） 日数															
12	時間数（分） 日数															

２　補助額の算定

項目	執行状況報告（１月）によって算定された補助額	実績報告によって算定された補助額	戻入額
基本補助（基礎部分）			
基本補助（小規模加算補助）			
開所日数加算補助【250日以上開所】			
開所日数加算補助【200日未満開所】			
長時間開所加算補助【平日分】			
長時間開所加算補助【学校休業日等分】			
合計			

※行が足りない場合は、適宜追加すること。

第21号様式（第10条第２項関係）

障害児受入に係る補助対象経費等報告書

クラブ名：

１　障害児受入推進加算補助

(1) 補助対象者等

No.	氏名	補助対象経費(円)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
合計		

※行が足りない場合は適宜追加すること。

(2) 職員追加配置実績

職員追加配置単位数（実績）	
補助上限額（単位：円）	

(3) 補助額

A	１月執行状況報告にて算定された補助上限額※１	
B	実績報告にて算定された補助上限額※２	
C	補助額※３	
D	戻入額※４	

※１　執行状況報告書（１月提出分）から転記
※２　(2)で算定された補助上限額
※３　ＡとＢを比較して低い金額と(1)の対象経費を比較して低い金額
※４　ＡからＣを差し引いた額

２　障害児受入強化推進加算補助

(1) 補助対象者等

No.	氏名	補助対象経費(円)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
合計		

※行が足りない場合は適宜追加すること。

(2) 障害児数実績及び職員追加配置実績

（単位：円）

支援の単位		1	2	3	4	5	6
障害児数（実績）	３～５人						
	６～８人						
	９人以上						
実際の職員追加配置状況	強化①						
	強化②						
	強化③						
補助額上限（実績）							
支援の単位		7	8	9	10	11	12
障害児数（実績）	３～５人						
	６～８人						
	９人以上						
実際の職員追加配置状況	強化①						
	強化②						
	強化③						
補助額上限（実績）							

(3) 補助額

A	１月執行状況報告にて算定された補助上限額※１	
B	実績報告にて算定された補助上限額※２	
C	補助額※３	
D	戻入額※４	

※１　執行状況報告書（１月提出分）から転記
※２　(2)で算定された補助上限額
※３　ＡとＢを比較して低い金額と(1)の対象経費を比較して低い金額
※４　ＡからＣを差し引いた額

第22号様式（第10条第３項関係）

医療的ケア児受入加算補助対象経費等報告書

クラブ名：

支援の単位：

１　対象経費一覧

	No	支出科目	摘要	補助対象経費(円)
配置	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
	11			
	12			
	合　計			
送迎	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
	11			
	12			
	合　計			

２　補助額

配置　（１）補助対象経費

うち、人件費

うち、管理運営費

（２）補助上限額

（３）補助額（（１）と（２）を比較して低い額）

（４）戻入額（（１）＜（２）の場合、その差額）

送迎　（１）補助対象経費

うち、人件費

うち、管理運営費

（２）補助上限額

（３）補助額（（１）と（２）を比較して低い額）

（４）戻入額（（１）＜（２）の場合、その差額）

第23号様式（第10条第４項関係）

育成支援体制強化加算補助対象経費等報告書

クラブ名：

本報告書に記載している対象経費には、他の助成を受けているものは含まれていません。

１　対象経費一覧

No.	支出科目	摘要	補助対象経費(円)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
合　計			

※行が足りない場合は適宜追加すること。

２　補助額

（１）補助対象経費

うち、人件費

うち、管理運営費

（２）補助上限額

（３）補助額（（１）と（２）を比較して低い額）

（４）戻入額（（１）＜（２）の場合、その差額）

第24号様式（第10条第５項関係）

放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善費補助　対象経費積算書

クラブ名：　　支援の単位：

（単位：円）

No.	職員名	事由（※）												補助対象経費上限額【Ａ】	賃金改善額等（実績）【Ｂ】	（内訳）		補助対象経費（実績）【Ｃ】（ＡとＢを比較して少ない方の額）
		４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月			賃金改善額	その他対象経費	
1														－	－			－
2														－	－			－
3														－	－			－
4														－	－			－
5														－	－			－
6														－	－			－
7														－	－			－
8														－	－			－
9														－	－			－
10														－	－			－
合計														0	0	0	0	－

※行が足りない場合は適宜追加すること。

1　執行状況報告（１月分）によって算定された補助額　　円

2　補助対象経費（各職員の補助対象経費（実績）【Ｃ】の合計額）　－　円

3　補助額（１、２を比較して低い額）　－　円

4　戻入額（１＞２の場合、その差額）　－　円

※　「事由」欄は以下に基づいて記入すること。

①　支援員Ａ　　放課後児童支援員
②　支援員Ｂ　　経験年数が概ね３年以上（1,065日以上）の放課後児童支援員で、キャリアアップ研修を受講した者
③　支援員Ｃ　　経験年数が概ね５年以上（1,796日以上）の放課後児童支援員で、キャリアアップ研修を受講した者
④　支援員Ｄ　　経験年数が概ね10年以上（3,622日以上）の放課後児童支援員で、キャリアアップ研修を受講した事業所長的立場にある者
⑤　補助員Ａ　　補助員等
⑥　補助員Ｂ　　経験年数が概ね３年以上（1,065日以上）の補助員で、キャリアアップ研修を受講した者
⑦　補助員Ｃ　　経験年数が概ね５年以上（1,796日以上）の補助員で、キャリアアップ研修を受講した者

第25号様式（第10条第６項）

賃金改善加算補助　実施報告書

クラブ名：

１．補助額

①　事業実施期間	令和　年　月　～　令和　年　月
②　補助基準額	円

２．賃金改善額

③　賃金改善額	円
④　うち、基本給又は決まって毎月支払う手当による賃金改善額	円
⑤　賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	円
⑥　賃金改善額合計(③＋⑤)	円

３．要件の確認

※合致しない要件がある場合は、補助対象外です。

賃金改善額の2/3以上が基本給又は決まって毎月支払う手当によって改善されていること（③×2/3≦④）	
賃金改善額合計（⑥）が補助基準額（②）以上となっていること	
本加算補助による賃金改善に係る計画の具体的内容を職員に周知していること	
本加算補助の実施により講じた賃金改善の水準を維持すること	

上記の内容について、全ての職員に対し周知をした上で、提出していることを証明いたします。

年　月　日

運営主体名：

代表者職氏名：

第26号様式（第10条第６項）

賃金改善加算補助　賃金改善額内訳書

クラブ名：

NO.	職員名	常勤・非常勤の別	令和　年　月　～　令和　年　月分			
			賃金改善実施月数	賃金改善額		
					基本給又は決まって毎月支払う手当	その他
1				円	円	0 円
2				円	円	0 円
3				円	円	0 円
4				円	円	0 円
5				円	円	0 円
6				円	円	0 円
7				円	円	0 円
8				円	円	0 円
9				円	円	0 円
10				円	円	0 円
11				円	円	0 円
12				円	円	0 円
13				円	円	0 円
14				円	円	0 円
15				円	円	0 円
16				円	円	0 円
17				円	円	0 円
18				円	円	0 円
19				円	円	0 円
20				円	円	0 円
21				円	円	0 円
22				円	円	0 円
23				円	円	0 円
24				円	円	0 円
25				円	円	0 円
26				円	円	0 円
27				円	円	0 円
28				円	円	0 円
29				円	円	0 円
30				円	円	0 円
計				0 円	0 円	0 円

※クラブで勤務する職員のうち、賃金改善を行う者（職種問わず、非常勤を含み、経営に携わる法人の役員を除く。）を記載すること。

※行が足りない場合は適宜追加すること。

第27-1号様式（第11条第１項関係）

第　　号
年　　月　　日

（名称）

（代表者名）

様

横浜市　　区長

横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付額確定通知書［運営費補助］

　　年　　月　　日付で交付決定した　　年度横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金〔運営費補助〕について、　　年　　月　　日付実績報告書等に基づき、次のとおり確定したので通知します。

１ 対象クラブ

２ 確定額　　円

第27-2号様式（第11条第２項関係）

第　　号
年　　月　　日

（名称）

（代表者名）

様

横浜市　　区長

横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付額確定通知書〔開設費補助〕

　　年　　月　　日付で交付決定した　　年度横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金〔開設費補助〕について、　　年　　月　　日付実績報告書等に基づき、次のとおり確定したので通知します。

１ 対象クラブ

２ 確定額　　円

第27-3号様式（第11条第３項関係）

第　　号
年　　月　　日

（名称）

（代表者名）

様

横浜市　　区長

横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付額確定通知書〔準備費補助〕

　　年　　月　　日付で交付決定した　　年度横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金〔準備費補助〕について、　　年　　月　　日付実績報告書等に基づき、次のとおり確定したので通知します。

１ 対象クラブ

２ 確定額　　円

第28-1号様式（第12条第２項関係）

第　　号
年　　月　　日

（名称）

（代表者名）

様

横浜市　　区長

横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付決定取消通知書［運営費補助］

年　　月　　日付で交付決定した横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金［運営費補助］について、次のとおり取消しましたので通知します。

１ 交付対象クラブ

２ 取消額

３ 取消理由

第28-2号様式（第12条第３項関係）

第　　号
年　　月　　日

（名称）

（代表者名）

様

横浜市　　区長

横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付決定取消通知書〔開設費補助〕

　　年　　月　　日付で交付決定した横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金〔開設費補助〕について、次のとおり取消しましたので通知します。

１ 交付対象クラブ

２ 取消額

３ 取消理由

第28-3号様式（第12条第４項関係）

第　　号
年　　月　　日

（名称）

（代表者名）

様

横浜市　　区長

横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付決定取消通知書〔準備費補助〕

　　年　　月　　日付で交付決定した横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金〔準備費補助〕について、次のとおり取消しましたので通知します。

１ 交付対象クラブ

２ 取消額

３ 取消理由

第29号様式（第14条関係）

年　　月　　日

横浜市　　区長

（申請者）

所在地

法人名

代表者職氏名

（クラブ名）

放課後キッズクラブ

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

　　年度横浜市放課後キッズクラブ事業に関する補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

１　消費税及び地方消費税に係る確定申告の有無（該当するものに〇）

（　　有　　・　　無　　）

２　補助額及び消費税仕入控除税額（１で「有」とした場合のみ記載）

補助金名称	補助金交付額確定通知書		補助金の確定額（円）	消費税及び地方消費税の申告に係る仕入控除税額（円）
	日付	文書番号		

※該当がある場合のみ記載

※行が足りない場合は適宜追加すること。

３　添付書類（１で「無」と記入した場合は添付不要）

(1)　仕入控除税額の積算の内訳を証する書類

(2)　課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）

(3)　課税売上割合、控除対象仕入税額等の計算表（写し）

(4)　特定収入割合の計算表（該当がある場合のみ）（写し）